

＜特定非営利活動法人 久留米市介護福祉サービス事業者協議会＞

# 平成 24 年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業 事業報告書

実施団体：特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会

## 【総 論】

医療機関を退院してからの重症心身障害児者の在宅支援の未整備、重症心身障害児者の相談窓口の不足、15歳以上の重症心身障害児者を受け入れる医療機関と施設の不足、社会資源の情報不足が久留米市及び近郊地域が抱える課題である。これらの課題を踏まえて、**重症心身障害児者の相談支援体制のシステム作り、相談支援専門員及び重症心身障害児者と関わるスタッフのスキルアップ、医療機関と在宅部門の協力・連携の構築**を目的に本モデル事業に取り組んだ。

### (本モデル事業における取組)

#### 1. 相談窓口支援の強化

- ・特別支援学校等での定期的な相談会の実施。電話による相談受付
- ・久留米市内の相談支援専門を構成員とする会議の実施（事例検討、情報共有）

#### 2. 研修の実施

- ・相談支援専門員を対象にした相談業務についての研修会の実施（計4回）
- ・事業所スタッフを対象にした重症心身障害児者に対する理解を深める為の研修会の実施（計4回）

#### 3. 医療と在宅の連携構築・強化

- ・地域における関係機関（医療機関、行政等）を構成員とする会議の実施（情報共有、地域における問題点等を挙げての協議）

○事業への取り組みにあたり、次のような仕組みをつくり事業を進めた（※重症心身障害児者の地域生活モデル事業 事業概要、※重症心身障害児者の地域生活モデル事業における役割について）。

### ※重症心身障害児者の地域生活モデル事業 事業概要

#### 事業概要（全体像）

《重症心身障害児者地域生活モデル事業 事務局》

- ・全体把握、調整、マネジメント
- ・関係機関のネットワーク化、地域の情報収集及び管理

↑  
各部門の調整等  
↓

《研修部門》

(相談支援専門員向け研修)

- ・相談支援体制の強化

(事業所スタッフ向け研修)

- ・重症心身障害児者に対する理解
- ・サービスの質の向上

《医療・在宅連携部門》

- ・情報の提供、共有
- ・在宅支援のコーディネート方法の検討

← 連 携 →

← 連 携

→ 連 携

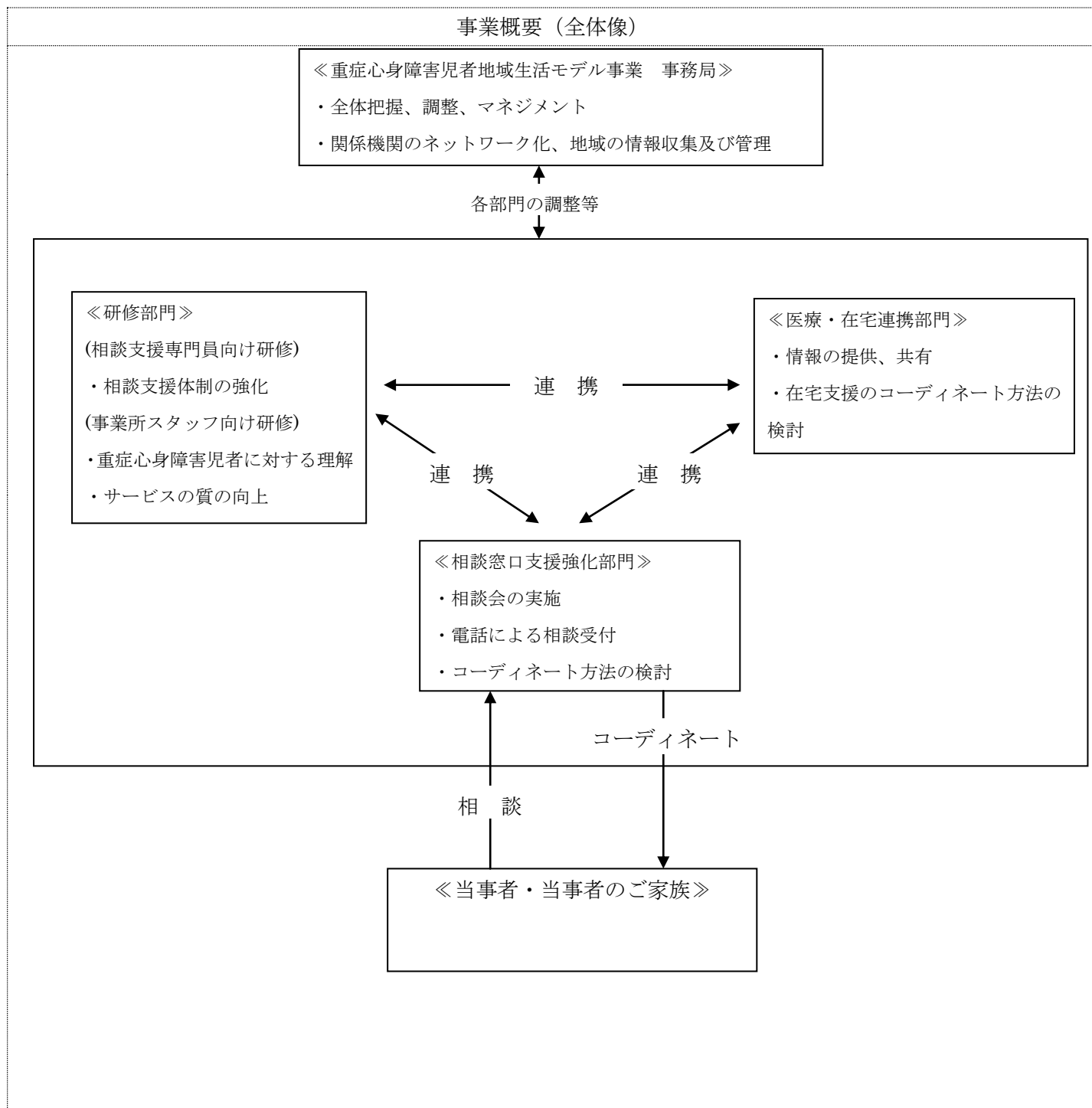
《相談窓口支援強化部門》

- ・相談会の実施
- ・電話による相談受付
- ・コーディネート方法の検討

↑ コーディネート ↓

相 談

《当事者・当事者のご家族》



※重症心身障害児者の地域生活モデル事業における役割について

事業・設置	担 当	役割・目的
重症心身障害児者地域生活モデル事業 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市介護福祉サービス事業者協議会</li> <li>・麻生介護サービス㈱</li> <li>・風と虹</li> <li>・(医) 福田こどもクリニック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の全体把握・調整・マネジメント</li> <li>・関係機関のネットワーク化、地域の情報収集及び管理</li> </ul>
相談窓口支援強化部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピア久留米</li> <li>・拓く</li> <li>・やわらぎ久留米</li> <li>・みなみの家</li> <li>・和居和居</li> <li>・アップルハート久留米サポート</li> <li>・相談支援事業所たいう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症児者の相談支援体制のシステム作り</li> <li>① 相談窓口の設置（特別支援学校、市役所、公共施設） 久留米市内の相談支援専門員が相談に応じる。</li> <li>② 電話による相談窓口の設置 （重症児者ホットライン）</li> <li>③ 相談支援専門員の現地研修</li> <li>④ 相談窓口の周知案内</li> <li>⑤ 市内の相談員で会議を開き、個別の事例検討会や情報共有を行う。</li> </ul>
研修部門	<p>本モデル事業事務局にて企画・実施</p>	<p>（相談支援専門員向け研修） 相談支援専門員の育成。 重症児者の相談～アセスメント～計画作成迄できるようになる。 （事業所スタッフ向け基礎セミナー） 重症児者を対象にしたサービスの質の向上、重症児者に対する理解を深める。</p>
医療・在宅連携部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米大学病院</li> <li>・聖マリア病院</li> <li>・久留米市障害者福祉課</li> <li>・久留米市保健所</li> <li>・久留米市家庭こども相談課</li> <li>・ゆうかり療育センター</li> <li>・訪問看護ステーション「くるめ」</li> <li>・久留米特別支援学校</li> <li>・田主丸特別支援学校</li> <li>・(医) 福田こどもクリニック</li> <li>・ピア久留米</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関と在宅部門の協力連携システム作り</li> <li>① 久留米市の医療機関に出向き、医師、看護師、ソーシャルワーカーと話し合う機会を持ち連携を行う上での課題を挙げ、解決できるように努める。</li> <li>② 重症児者の退院指導の際の相談窓口の案内や、社会資源の情報提供、具体的な在宅支援のコーディネート方法等を個別に検討していく。</li> <li>③ 久留米市内の重症児に携わる病院、施設、事業所、行政で会議を開き、情報を共有し問題点を挙げ対策方法を考える。</li> <li>④ 相談窓口の周知案内の協力や重症児者を受け入れてくれる在宅医を増やす。</li> <li>⑤ 相談窓口の周知（久留米市広報誌、ホームページ等）</li> </ul>

## (実施団体としての総評)

モデル事業を具体的に展開することによって地域のネットワークが確立されつつある。モデル事業を通じて医療機関との連携体制が構築され、主治医からもこんなにスムーズに地域移行ができるのかと高評価をいただいている。特に、在宅移行への全体の流れを関係機関に顕在化できたことが今回の事業における成果であると考えている。地域における相談支援体制強化の基盤としていきたい。

近隣の市町村からの問い合わせもあり、相談に応じることにより、重症心身障害児者の地域生活の実態が明らかになっていった。今年に入り福岡県も重症心身障害児者の実態調査に乗りだし、18歳未満が875人。そのうち在宅で生活している児童が789人で全体の89.1%を占めていることがわかった。

在宅で生活をするにあたり医療依存度が高い重症児者も多く、家族の介護負担が大きい。また、家族間の協力が得られないことも少なくない。療育センター等のレスパイト先が遠隔地にあるために利用しづらく、更に移動支援が使えず制度のはざままで苦しんでいる当事者と家族の声を多く耳にした。

また、どこに相談していいのかがわからず、行政に行ってもうまく問題点を説明することができず地域で生活するための問題を解決できないまま泣き寝入りになっているケースが多いこともわかった。

厚生労働省は、平成27年の制度改正までにサービスを利用するすべての障害児者に相談員を配置することを目標にしている。現在まで、相談支援専門員が重症児者の地域生活のマネジメントをしている事例は少ないが、福岡県でも特に障害児の人口比率が多い久留米市とその近郊において相談に対するニーズは高い。相談会や病院からの地域移行定着を行うにあたり、コーディネーターの役割の重要性を再認識し相談員としてのスキルアップと相談員の確保の重要性を強く感じた。

モデル事業開始から、約半年で地域にやっと浸透しつつある。相談会の周知がうまくいかなかったことや更なる連携体制の強化（特に行政、自立支援協議会との役割分担及び連携）、相談支援専門員の育成が必要な点も踏まえ、次年度以降も久留米市とその近郊エリアにおいて重症心身障害児者が安心して暮らせる地域を確立できるよう努めていきたい。

## ○特色のある取り組みについての概要

当法人（久留米市介護福祉サービス事業者協議会）は、久留米市及び久留米市近郊の（介護保険サービス、障害者福祉サービス）事業者のネットワークを構築し、情報を収集・発信し、ケアマネジメント及び提供サービスの質の向上を図るために、研修等の事業を実施している。行政機関、関係する医療機関等とのネットワーク構築も進めている。平成24年度においては157法人（個人会員18名含む）351事業所が加入している。また、久留米市からの委託を受け地域における介護保険サービス及び障害者福祉サービスの質の向上にかかわる事業を実施している。

平成23年度から久留米市の委託事業として、当法人は経管栄養や痰の吸引等の医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を対象に介護保険事業所（小規模多機能型居宅介護事業所）の利用を推進するべく、利用にあたってのコーディネート事業及び事業所の研修事業を実施している。事業の実施を通して、地域が抱える課題や家族からの多様ニーズには久留米市からの委託事業の中では対応することが非常に難しいことを認識した。

当法人がこれまでに構築してきた地域におけるネットワーク及び研修事業等の経験を活かして今回のモデル事業を実施し、地域が抱える最重要課題である「相談モデルの構築」、「介護と医療の連携強化」、「社会資源の創出および確保」に取り組んだ。

## 【項目ごとの報告】

### ■事業目的

地域の現状と課題を踏まえ、次のような視点で事業を進めた。

#### 医療・在宅連携の確立・強化

- ・関係する医療機関での実態調査を行い、退院指導に向けての取り組み方や問題点を把握する。また、本事業についての説明を行い重症心身障害児者の地域生活のための連携のありかたを模索していく。
- ・医療機関、行政機関、相談支援事業所、療育センター、訪問看護ステーション等の重症心身障害児者に関わりのある各種機関の担当者に定期的に集ってもらい会議を行う。重症心身障害児者の地域生活支援を共通課題とし、連携を図っていく。

#### 研修を通してのサービスの質の向上

- ・相談支援専門員（および取得予定者）を対象に研修を行う。相談支援事業に関わる人を増やし、重症心身障害児者の計画作成等の実務能力の向上を図る。
- ・久留米市内及び近隣地域で重症心身障害児者に関わるスタッフを対象に研修を行う。重症心身障害児者についての知識を深め、サービスの質の向上を目的とする。

#### 相談窓口支援強化

- ・久留米市内の特別支援学校、市役所等で定期的に重症心身障害児者を対象にした相談会を行う。相談には、久留米市内で活動する相談支援専門員が応じる。当事者及びその家族のニーズを把握し地域生活の為のコーディネートを行う。重心に関わる相談業務の経験者と未経験者の2名体制で対応し、面接スキルの向上を目指す。
- ・本事業の相談会で相談に応じる相談支援専門員に定期的に集ってもらい、会議を行う。相談会や医療機関からの相談事例を元に事例検討や相談業務のあり方等について協議し支援体制の強化を図る。

## ■地域の現状と課題

久留米市とその広域において、重症心身障害児者が住み慣れた地域で暮らす環境はきわめて厳しい現状がある。特に医療的ケアを必要とする障害児者や、てんかん発作等を伴う方々の受け皿が少なく家族の在宅生活を営んでいく上での不安や将来に対する不安は膨らんでいる。地域に久留米大学病院や聖マリア病院といった大きな病院があるが急性期の入院に特化しており、レスパイト目的の一時的入院は受け付けられない。療育センターも福岡県内に11箇所あるが、医療的ケアの必要な障害児者の受け入れはなかなか進んでいないのが現状である。

そこで、社会資源をなんとか生み出すべく平成21年は国の事業（障害児の宿泊訓練）として、平成23年度からは久留米市の事業として当該事業者協議会に属する介護保険事業所（小規模多機能居宅介護事業所）が医療的ケアの必要な重症心身障害児の預かりを試みた。当法人は久留米市からの委託を受けて、経管栄養や痰の吸引等の医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を対象に介護保険事業所（小規模多機能型居宅介護事業所）の利用を推進するべく、利用にあたってのコーディネート事業及び事業所の研修事業を実施した。その事業によって家族の抱えている問題や本人の尊厳にかかわる大きな課題が見えてきた。

事業の実施を通してご利用を希望される方々や地域の相談を受ける中で、多様なニーズがあり、久留米市の相談体制の再構築と地域連携の確立が急がれる実態に直面すると同時に、今回のコーディネート事業の中では、そのニーズの全てに対応することが非常に難しいことを認識した。実際、（医療的ケアの必要な重症心身障害児者に限らず）障害児者と生活を共にするご家族から「どこに相談したらよいのかわからない」、「久留米市からの委託事業（小規模多機能居宅介護施設における医療的ケアが必要な児童等のレスパイト事業）だけではあらゆるニーズに対応できない」などの批判的なご意見も数多くいただいた。また、障害者手帳や療育手帳の取得や（サービス利用の際の）移動手段の確保、費用負担、（サービスを提供する法人の）経営的問題等の（日中一時支援や短期入所等の）サービスを利用する上での課題もある。

以上を踏まえ、今回のモデル事業において取り組むべき課題として次のように集約した。

### ①医療機関を退院してからの重症児の在宅支援の未整備

医療機関における退院指導に向けての取り組み方や問題点等を把握し対策方法を考えて指導および連携作りを行う必要がある。

### ②重症児の相談窓口の不足

在宅での生活を支援していくための相談窓口を設立する必要がある。併せて、相談に対応できる相談支援専門員の育成も必要である。

### ③15歳以上の重症児を受け入れる医療機関と施設の不足

聖マリア病院は、15歳以上の受入れを行っていない。又、地域の病院においては、重症児を診てくれる在宅医が極めて少ないのが現状である。

### ④社会資源の情報不足

社会資源の情報を収集し発信する仕組みが必要。久留米市障害者福祉課と連携しながら取り組む必要がある。

重症心身障害児者も含めて、より多くの重症心身障害児者を地域で支えていくために「相談モデルの構築」、「介護と医療の連携強化」、「社会資源の創出および確保」が最重要課題であると考え、本モデル事業に着手した。

(添付資料 1-1) 対象地域について

(添付資料 1-2) 対象地域について (主な重症心身障害児者に関する施設・機関の所在地)

(添付資料 2) 重症心身障害児者 人数の統計 (久留米市作成)

(添付資料 3) 地域資源について (久留米市作成)

※久留米市における障害福祉サービス等事業所数

サービス種別	事業所数
居宅介護・重度訪問介護	62
行動援護・同行援護	20
生活介護	28
短期入所	15
共同生活援助・共同生活介護	25
障害者支援施設・療養介護	11
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)・宿泊型自立訓練	18
就労移行支援・就労継続支援 A 型	16
就労継続支援 B 型	14
一般相談支援	4
移動支援	61
日中一時支援	20
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	25

(平成 24 年 9 月 1 日現在)



## ■協議会の設置、コーディネーターの配置

### 在宅コーディネーターの配置、相談員会議の設置

#### ○在宅コーディネーターの主な役割

##### ・相談窓口支援の強化

本モデル事業において設置した相談窓口（医療機関、特別支援学校、市役所、公共施設等、電話）からの相談に応じ、在宅生活支援のためのアドバイス及びコーディネートを行う。

##### ・医療機関と在宅連携部門の協力連携システム作り

- ① 久留米市の医療機関に出向き、医師、看護師、ソーシャルワーカーと話し合う機会を持ち、連携を行う上で課題を挙げ、解決できるように努める。
- ② 重症児者の退院指導の際の、相談窓口の案内や、社会資源の情報提供、具体的な在宅支援のコーディネート方法等を、個別に検討していきソーシャルワーカーや病院内コーディネーター、相談支援専門員と連携を図る。
- ③ 久留米市内の重症児に携わる病院、施設、事業所、行政で会議を開き、情報を共有したり問題点を挙げ対策方法を考える。
- ④ 相談窓口の周知案内の協力や重症児者を受け入れてくれる在宅医を増やす。
- ⑤ 重症児者の相談に応じることのできる相談支援専門員を増やす。
- ⑥ 母親の会（コアラの会等）などのネットワークを通じた支援体制をつくる。

本モデル事業を進めていく上でコーディネーターを次のような構成とした。

協議会構成員（所属法人・事業所）	構成員職種
麻生介護サービス(株)	相談支援専門員
医療法人福田こどもクリニック	看護師

#### 〈重症心身障害児者の地域生活モデル事業 相談員会議の構成〉

協議会構成員（所属法人・事業所）	構成員職種
麻生介護サービス(株)	相談支援専門員
アップルハート久留米サポートセンター	
医療法人福田こどもクリニック	看護師
医療法人コミュニテ 風と虹	相談支援専門員
相談支援事業所 たいよう	相談支援専門員
社会福祉法人 拓く	相談支援専門員
障害者地域生活支援センター ピア久留米	相談支援専門員
みなみの家（小規模多機能型居宅介護）	管理者兼相談支援専門員
やわらぎ久留米（小規模多機能型居宅介護）	管理者兼相談支援専門員
和居和居（小規模多機能型居宅介護）	管理者兼相談支援専門員

## 連携会議の設置

### ○連携会議の設置

本モデル事業を進めていく上で医療、教育、福祉、行政の連携が必要であると考え連携会議を次のような構成とした。

《重症心身障害児者の地域生活モデル事業 連携会議の構成》

協議会構成員（所属）	構成員職種
久留米大学医療連携センター	ソーシャルワーカー
聖マリア病院連携推進部	ソーシャルワーカー
訪問看護ステーション「くるめ」	所長
医療法人 福田こどもクリニック	医師、看護師
社会福祉法人 ゆうかり学園（療育センター）	看護部長
久留米市立 久留米特別支援学校	教頭、地域支援・教育相談担当
福岡県立 田主丸特別支援学校	進路指導主事
久留米市障害者福祉課	課長、課長補佐
久留米市こども未来部 家庭子ども相談課	相談員
久留米市保健所	健康保険課、健康予防課担当者
医療法人コミュニテ 風と虹	相談支援専門員
障害者地域生活支援センター ピア久留米	相談支援専門員
麻生介護サービス㈱	相談支援専門員
久留米市介護福祉サービス事業者協議会	事務局

## ■地域における重症児や家族に対する支援

### 相談窓口支援強化

#### 〈相談窓口支援強化〉

・**相談窓口設置の継続**：「どこに相談したらよいかわからない」という意見が多数聞かれた為、市内の相談支援員が交代で集まり、臨時で相談窓口を設置した。しかし今回のモデル事業が終わってしまうと、核となる相談窓口がなくなってしまう。今後も継続してもらいたいという要望が多く、保護者や医療機関、在宅関連施設からの問い合わせに、幅広くかつ迅速に対応できるような、ホットラインの設置や基幹相談支援センターの設置が急務である。

・**相談支援専門員の周知**：平成 27 年度には障害児者全員に相談支援専門員をつける事が目標となっているが、医療機関や訪問看護、その他の事業所など、相談支援専門員について周知されておらず、なかなか連携や協力が得られにくい。当事者や保護者にとっても同様に周知されておらず介入しにくい。介護保険のケアマネージャーのような周知案内が必要と考える。

・**相談窓口の周知不足**：特別支援学校や市役所での出張相談会や電話相談会を実施した。始めた当初は相談者が訪れたが、途中から伸び悩み、相談件数はあまり増えなかった。その原因としては、社会資源の相談をしても変わらないこと（レスパイト施設の不足、移動支援が利用出来ない、利用料金負担の免除等）が考えられる。またモデル事業として開催している相談会に抵抗がある母親もいた（行政主体でなく、地域モデル事業の相談会という点、なかなか理解が得られにくい）。他にも、まだ一部の人たちにしか相談会の情報が伝わっていない可能性が高い。来られた相談者は氷山の一角であり、問題を抱えている障害児者は多いと考える。そのため相談しやすい環境設定（日時や場所等）や周知案内の方法を（パンフレットの配布や広報誌の他にも）再度検討しなければならないと考える。電話相談に関しては、月に 3~4 回の限定された期間のみの実施のため、直接保護者からの問合せはあまりなかった。電話相談などは（フリーダイヤルなど）固定化した番号に、いつでもつながる体制を作っておかないと定着するのは難しい。今回、各相談支援専門員の協力のもと、交代で出向し対応してもらったが、やはり今後は行政と連携して制度化された基幹相談支援センターのような相談窓口の支援体制づくりが必要不可欠と考える。

・**社会資源の情報の未整備**：「社会資源がよくわからない」「もっと知りたい」という声がよく聞かれ、利用者や関係者が見てわかりやすい在宅の社会資源のパンフレット及び資料を作ることも今後の課題である。

#### 〈相談内容からの課題〉

・**レスパイト先の不足及び問題点**：レスパイト先がないという要望があり、久留米市では診療所や小規模多機能で重症児のレスパイトを始めたが（日中一時支援、短期入所）、様々な制度の縛りのため、利用したくても出来ない児が多いことが判明した。（手帳の有無が条件であることや回数の制限、上限額の未設定など）。今ある資源の中でどうにか使えるようにしようと検討し実施していくものの制度に阻まれ十分に活用できない現状がある。

・**移動支援の課題**：久留米市の移動支援は通院のみと限定され、療育やレスパイト目的の移動支援は禁止されている。そのため医療的ケアをもっている重症児は、通院以外、外に出られず引きこもり状態に陥っており、保護者はとてもストレスを抱えている。

・兄弟児との関わり：兄弟児との関わりで悩んでいる親は多い。かまってもらえない事を不満に思う兄弟児も少なくない。そのためレスパイト施設に重症児を預け、その間兄弟との時間を作ることも大事である。また関わり方などのアドバイスが出来る人も必要（特に実体験がある人等）だが、対応できる人材としてはまだまだ少ない。今後も相談会などで、不安や悩みなどを話す場を提供し続けることが解決への第一歩と考える。

・修学旅行の看護師の付添い：久留米市内の特別支援学校で医療的ケアのある重症児は、親が学校に付き添う条件になっている。それに伴って修学旅行も親の付添いが条件であるが、親が体調不良になった時に、子どもが修学旅行に行けなくなることになる。そのため親の代わりに看護師を派遣して、修学旅行に付き添って欲しいという要望が出た。しかしその看護師は保護者が自分で探さなければならぬため、制度化してほしいとの事であった。この事業を通して各医療機関や事業所に協力を依頼しているが、予算の確保や看護師の保険加入などの課題は多い。

※相談会や地域移行を実施することにより、家族や特別支援学校の先生からの感想をうかがったので下記に記載する。

- ・相談に対して丁寧に対応していただきました。具体的に相談先の名前まで教えてもらって先が見えました。電話しても、大丈夫と思った。
- ・重症心身障害児の相談窓口があるということがわかったので今後役に立つ。
- ・小学部からでも保護者が今から使える施設を知っておいた方が得であると伝えることが出来たのはよかった。将来に向けての保護者のモチベーションを高めることが出来た。
- ・いつでも、どこでも相談できる場があるのは、とても心強い。
- ・保護者がいつか考えなければいけないことを言葉にして相談することで、道を示してもらって保護者が明るくなるのを見てうれしかった。
- ・保護者が困っていることを教師が知ることが出来てよかった。教師は、そこまで思い至らない。
- ・キャリア教育の視点から質問が出来たことはよかった。
- ・医ケアが必要な生徒も利用できる施設の情報を教えて頂いてよかった。
- ・退院前に実際の生活を見学することが出来き、相談に乗ってもらえたことが在宅生活の自信につながった。

(添付資料4) 相談内容

(添付資料5) 医療機関からの相談案件

(添付資料6) 医療機関からの相談比率

(添付資料7) 本モデル事業コーディネート事例 ※3月22日(金)実施 研修会資料

## ■地域における支援の取組み

### 医療・在宅連携

#### 《医療機関との連携》

重症児者の多くの主治医がいる医療機関にモデル事業の説明会を実施する。連携の協力や情報提供をお願いし、快諾してもらうことができた。またその際に医療機関からの課題や要望なども聞かれた（災害時の対応や15歳以上の重症心身障害児者への対応等）。

そして現在、医療機関のソーシャルワーカーと相談支援専門員との連携は確立しつつある。その成果として医療機関から17件の相談依頼があり、個別性に応じたコーディネートを実施することができた。

具体的には、退院前ケースカンファの参加や聞き取り調査、社会資源の案内、行政との交渉、個別支援計画の作成などを行った。さらには在宅で暮らす障害児を紹介して実際に会って話を聞いてもらい、退院後の在宅イメージを図るなど、様々な人達の協力のもと在宅へ移行する支援体制を築くことができた。

担当窓口は現在も実質1名のままだが、各相談支援事業所の相談員に適切に振り分けて対応することができている（そのため将来何か困った時にも、担当の相談員を決めているので、フォローできるであろう。）。また、精神・知的・身体の其々の分野の相談支援専門員が医療的比重の高い重症児者のマネジメントを在宅コーディネーターや医療機関のソーシャルワーカーと連携しながら地域への定着を経験したことで、相談員としてのスキルを高めている。

今後の課題としては、コーディネーターや相談支援専門員の介入の時期が退院直前となると、家族は、在宅のイメージがつかず、信頼関係が構築されないまま在宅に移行するため、不安が増大しているケースがあった。もう少し早い段階で退院前の介入ができるようになれば、家族との信頼関係が築きやすく、スムーズにコーディネートできると考える。

#### 《連携会議》

連携会議のあり方も、最初は試行錯誤しながら始まったが、最近はずいぶん内容も充実してきている。特に困難な相談事例に関してはこの会議で取り上げ、各関係機関担当者から様々な意見を聞いて実際に対策方法を導くことができた。

また特別支援学校の先生も会議に参加してもらう事ができ、学校での保護者の付添いの件や修学旅行の看護師の派遣について、話し合いや情報交換を行う事ができた。介護保険でいう、地域包括ケアシステムの形が構築できつつある。会議を通して在宅へのコーディネートについて情報を共有できたことや関係機関と顔の見える連携がとれるようになったことは会議に協力していただいた関係機関からも高く評価いただいた。

一方で、周知が不十分だったこともあり事業内容や今後の展望について十分浸透しなかった面もあった。地域における相談支援専門員の重要性を広めていく必要がある。そして、今回の事業の連携会議を基盤として相談支援事業所や関係機関の連携の構築を継続していく必要がある。

※連携会議の実施状況

	開催日	実施内容
第1回	平成24年9月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・連携のあり方についての協議。</li> </ul>
第2回	平成24年10月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・本モデル事業の概要についての説明。</li> </ul>
第3回	平成24年11月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・本モデル事業の中間報告</li> <li>・医療機関との連携についての協議</li> <li>・事例検討。</li> </ul>
第4回	平成24年12月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・研修会、相談会の案内</li> <li>・事例検討。</li> </ul>
第5回	平成25年1月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・事例検討。</li> </ul>
第6回	平成25年2月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・事例検討。</li> </ul>
第7回	平成25年3月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施状況についての報告</li> <li>・総評。</li> </ul>

## 研修

### 《相談員支援専門員研修》

相談員研修を4回実施した。しかし相談員の多くが重症児に関わった経験が極めて少なく難しいとの声がよく聞かれた。そのため相談内容や計画の研修だけではなく、実際の現場を見て、医療的ケアの内容や重症児との関わり方など、相談員も現場研修をした方が理解が深まると考える。相談員の研修の継続及びあり方が今後の課題である。

#### ・相談支援専門員研修

実施日 ※参加人数	テーマ	講師
平成24年9月22日(土・祝) ※19名参加	・相談支援事業制度改正について ・相談支援専門員の役割、実務について	八女市障害者相談支援センター リーベル
平成24年10月19日(金) ※18名参加	・社会資源、計画作成、コーディネートについて	麻生介護サービス(株)
平成25年1月26日(土) ※29名参加	・地域の社会資源と今後の展望(堺市) ・基幹相談支援センターの役割と相談支援専門員の実際	大阪府堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 (特非)堺市相談支援ネット
平成25年3月22日(金) ※15名参加	・事例検討会	本モデル事業相談支援専門員

### 《スタッフ向け研修》

訪問看護スタッフや訪問介護スタッフが主な参加者となった。保健師や医療機関、他の関連事業所、行政などへの参加も呼びかけ、重症児を看ることが出来るスタッフを増やしていくことが必要である。

#### ・スタッフ向け研修(基礎セミナー)

実施日 ※参加人数	テーマ	講師
平成24年10月30日(火) ※20名参加	・重症心身障害児者について ・医療的ケアについて	重症心身障害児者施設 柳川療育センター
平成24年11月17日(土) ※18名参加	・重症心身障害児者の姿勢運動について	社会福祉法人こぐま福祉会 理学療法士
平成24年12月8日(土) ※24名参加	・重症心身障害児者の摂食について	社会福祉法人こぐま福祉会 言語聴覚士
平成25年3月23日(土) ※24名参加	・当事者講演 ・医療的ケアの話 ・痰吸引等の実習	人工呼吸器をつけた子の親の会 バクバクの会

基礎セミナーを4回実施。訪問看護や訪問介護が主な参加者となった。専門的、技術的な研修は参加者からの評価も非常に高く、継続的に実施してほしいとの声が多かった。保健師や医療機関、他の関連事業所、行政等への参加も呼びかけ、重症児を看ることが出来るスタッフを増やしていくことが必要である。相談支援専門員研修同様、専門性が高いため地域における継続した実施が必要であり、継続及びあり方が今後の課題である。

※参考資料 (添付資料8) 相談支援専門員研修資料(第1回実施分)  
(添付資料9) スタッフ向け研修資料(第2回実施分)

## 相談窓口支援強化

### 《相談員会議》

毎月1回の相談支援専門員（協力機関）が集まり、帳票類の検討や計画作成、連携会議での事例提出についての検討、事例の疾患の勉強や障害の特徴について学習、わからないところを相談する場とした。看護師や看護師兼相談員で重心のレスパイト施設職員も参加しており、聞きやすい環境を作った。

事例を検討していく中で、其々の事例で個別性があり、相談員の高い面接技術が必要であったが、事例に応じた柔軟な対応ができるスキルの高い相談員が多かった。その一方で、医療面で分からないといった声が多く聞かれ、今後も、重心の相談員の会議は、継続する必要性を感じた。どうしても医療面だけを考えたマネジメントになりがちだが、医療・福祉・教育の3つの柱を念頭に置き、関係機関と連携し、十分なアセスメントを行い、家族と当事者の主体性を持った「暮らし」をサポートするための支援が大変重要であることを再確認できた。今後も継続していく必要性を感じている。

### ※相談支援専門員会議の実施状況

	開催日	実施内容
第1回	平成24年9月12日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討
第2回	平成24年10月10日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討 ・計画表やアセスメントシートについての検討
第3回	平成24年11月14日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討 ・事例紹介と検討。
第4回	平成24年12月12日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討 ・疾患について勉強会。
第5回	平成25年1月16日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討 ・今後の相談支援体制についての検討 ・疾患についての勉強会。
第6回	平成25年2月13日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討 ・今後の相談支援体制についての検討 ・事例検討
第7回	平成25年3月13日（水）	・相談会の実施状況についての報告 ・コーディネートの進め方についての検討 ・今後の相談支援体制についての検討 ・総評



## ■地域住民に対する啓発

久留米市健康福祉部障害者福祉課と連携し市広報誌、市ホームページ、ラジオを通じて本モデル事業についての周知（主に相談会について）を行った。また、関連する医療機関や地域の新聞社にも協力を要請し周知を行った。

相談会については周知を開始した当初は相談者が訪れたが途中から伸び悩み、件数としてはあまり増えなかった。短い期間での周知であったため、十分な準備が足りなかったことが原因と考えられる。周知案内の方法についての十分な検討が必要であった。電話相談に関しては月に3～4回の限定された期間のみの実施のため、直接保護者からの問い合わせは少なかった。柔軟に対応できる体制作りが必要であった。

（添付資料10）相談会案内

## ■その他

・15歳以上の重症児者の受け入れ医療機関がないため、小児医師会に協力を呼びかけたが、難しいとのことだった。そのため久留米医師会を通して、市内の在宅医に協力を依頼する事が次回の課題である。

・災害時の対応についても、医療機関から依頼があり、久留米市内の在宅重症児者の人数を調査した。ただし医療的ケアの把握や（人工呼吸器や吸引等）対策方法の検討などは次回の課題である。

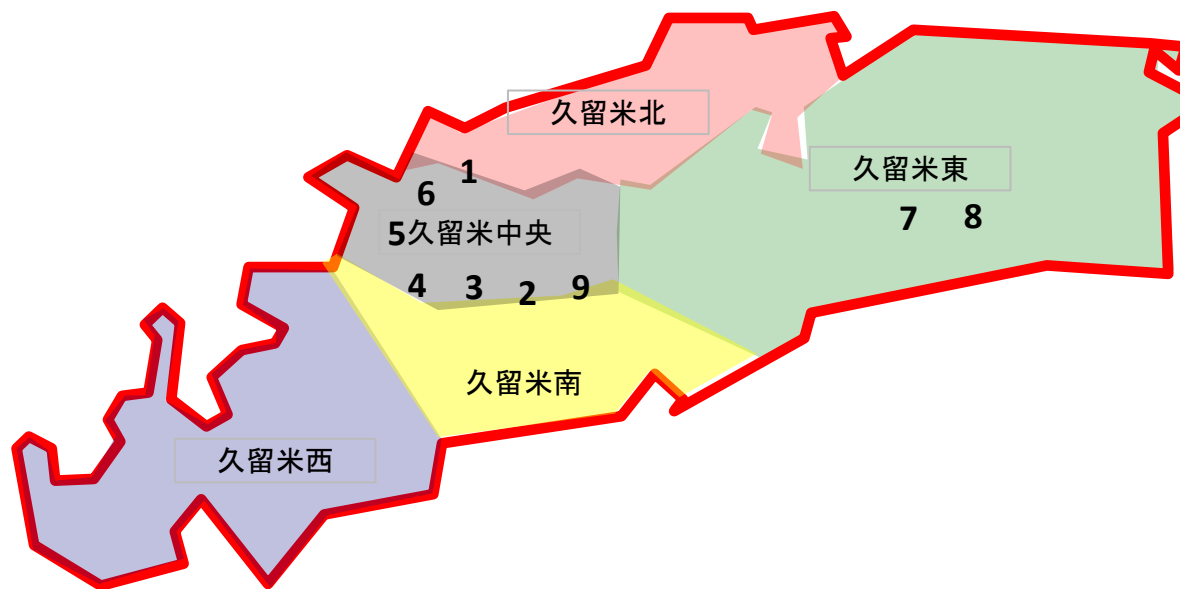
・福岡県内の重症児者に関連する機関が集まり、重心会議を3か月に1回実施している。他市町村からの問い合わせも非常に多く、久留米市以外の関連機関との連携も図りたい。

・平成24年9月に久留米市の自立支援協議会が本格的に活動を再開した。本モデル事業においても継続して協力、連携を要請してきたが具体的にどのように連携や事業の引き継ぎをしていくのか協議が必要である。

(添付資料1 対象地域について)

## ○久留米市が設置している地域包括支援センターが管理している5圏域

久留米市総人口:305,470人  
久留米市面積 :229.84平方キロメートル  
人口密度 :1329.1人/平方キロメートル  
※平成24年10月1日現在



※今後、災害時に備えたハザードマップの作成について久留米市障害者福祉課と検討中

## 添付資料 1 - 2 対象地域について

### 【主な重症心身障害児者施設に関する施設・機関の所在地】

地図上の番号	名 称	所 在 地	備 考
①	医療法人福田こどもクリニック アルカディアキッズセンター	福岡県久留米市宮ノ陣町 4 丁目 2-25	日中一時預かり対応施設
②	アップルハートのやわらぎ久留米 (小規模多機能型居宅介護事業所)	福岡県久留米市国分町 824 番地 9	短期入所対応施設 ※久留米市委託事業
③	みなみの家 (小規模多機能型居宅介護事業所)	福岡県久留米市南 2 丁目 27-17	短期入所対応施設 ※久留米市委託事業
④	久留米市立久留米特別支援学校	福岡県久留米市南 1 丁目 2-1	
⑤	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院	福岡県久留米市津福本町 422 番地	緊急受入対応医療機関
⑥	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町 67 番地	緊急受入対応医療機関
⑦	重症心身障害児施設 第二ゆうかり学園	福岡県久留米市田主丸町石垣 1200 番地の 2	療育センター
⑧	福岡県立田主丸特別支援学校	福岡県久留米市田主丸町石垣 1190 番地の 1	
⑨	小規模多機能のいえ 和居和居	福岡県久留米市国分町 172 番地 3	日中一時預かり対応施設

①重症心身障害児(者)の地域別割合(H24.10.1現在 各地域包括支援センター域別) ※作成:久留米市健康福祉部障害者福祉課

年齢層	中央		東		西		南		北		市外入所者		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～4	5	7.4%			1	2.9%	2	5.4%	1	2.7%			9	3.8%
5～9	8	11.8%	1	3.7%	7	20.0%	5	13.5%	5	13.5%			26	11.1%
10～14	12	17.6%	3	11.1%	3	8.6%	9	24.3%	3	8.1%	2	6.7%	32	13.7%
15～19	9	13.2%	4	14.8%	2	5.7%	2	5.4%	10	27.0%			27	11.5%
20～24	7	10.3%	1	3.7%	4	11.4%	5	13.5%	1	2.7%	3	10.0%	21	9.0%
25～29	7	10.3%	2	7.4%	7	20.0%	2	5.4%	7	18.9%	2	6.7%	27	11.5%
30～34	4	5.9%	2	7.4%	3	8.6%	2	5.4%	2	5.4%	5	16.7%	18	7.7%
35～39	4	5.9%	4	14.8%	2	5.7%	6	16.2%	1	2.7%	5	16.7%	22	9.4%
40～44	6	8.8%	3	11.1%	2	5.7%	1	2.7%	1	2.7%	3	10.0%	16	6.8%
45～49	2	2.9%	1	3.7%			1	2.7%	1	2.7%	2	6.7%	7	3.0%
50～54	1	1.5%	1	3.7%	4	11.4%			1	2.7%	2	6.7%	9	3.8%
55～59	3	4.4%	2	7.4%	0		1	2.7%	1	2.7%	1	3.3%	8	3.4%
60～64			1	3.7%					1	2.7%	3	10.0%	5	2.1%
65～69			1	3.7%					1	2.7%	2	6.7%	4	1.7%
70～74			1	3.7%									1	0.4%
75～79							1	2.7%	1	2.7%			2	0.9%
計	68	100.0%	27	100.0%	35	100.0%	37	100.0%	37	100.0%	30	100.0%	234	100.0%

※空欄は0人

	中央	東	西	南	北	計
重心人数	68	27	35	37	37	204
地区人口	91,450	41,662	57,040	59,609	55,709	305,470
重心割合	0.074%	0.065%	0.061%	0.062%	0.066%	0.067%

②障害福祉サービス利用児(者)中の重症心身障害児(者)の把握

	介護給付	地域生活支援	障害児通所支援	サービス全体
サービス利用者数	2874	1190	294	3056
うち重心児者数	199	136	56	208

障害者自立支援法・児童福祉法における

# 障害福祉サービス等事業所一覧

(平成24年9月1日 現在)

久留米市健康福祉部障害者福祉課

## 目次

居宅介護・重度訪問介護	1 ~ 3 ページ
行動援護・同行援護	4 ページ
生活介護	5 ページ
短期入所	6 ページ
共同生活援助・共同生活介護	7 ページ
障害者支援施設・療養介護	8 ページ
自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練	9 ページ
就労移行支援・就労継続支援A型	10 ページ
就労継続支援B型	11 ページ
一般相談支援	12 ページ
移動支援	13 ~ 15 ページ
日中一時支援	16 ~ 17 ページ
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	18 ページ

【居宅介護】自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【重度訪問介護】重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	居宅介護	重度訪問介護
	身体	知的	障害児	精神						
1	◎	◎	◎	◎	クオリティサービス久留米	久留米市安武町安武本3192番地	0942-65-9229	0942-65-9230	○	○
2	◎	◎	◎		ポレポレ居宅介護支援センター	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	○	○
3	◎	◎	◎	◎	西日本介護サービス株式会社	久留米市花畑2丁目15番地5	0942-37-3456	0942-37-3468	○	○
4	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーションしんらい	久留米市宮ノ陣6丁目23番3号	0942-37-4231	0942-37-4232	○	○
5	◎	◎	◎		特定非営利活動法人 久留米たすけあいの会	久留米市宮ノ陣町大杜429番地7	0942-35-6382	0942-35-6382	○	○
6	◎	◎	◎	◎	京 介護サービス	久留米市京町281番地	0942-32-0221	0942-32-0198	○	○
7	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション 千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214	○	○
8	◎	◎	◎	◎	マスタープラン	久留米市御井町453番地4	0942-41-1311	0942-41-1360	○	○
9	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション つばさ	久留米市御井町640番地1	0942-43-0233	0942-43-0246	○	○
10	◎	◎	◎	◎	ハートケアサポート	久留米市荒木町下荒木1201番地	0942-51-3787	0942-51-3788	○	○
11	◎	◎	◎	◎	障害者支援ステーション未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9549	0942-27-9888	○	○
12	◎	◎	◎	◎	白ゆりホームヘルプサービス	久留米市荒木町荒木496番地1 111号	0942-51-3502	0942-51-3503	○	○
13	◎	◎	◎		自立への集い	久留米市荒木町藤田1478番地2	0942-26-5732	0942-26-2855	○	○
14	◎	◎	◎		ヘルパーステーション すずらん	久留米市高良内町2347番地204	0942-45-7611	0942-45-7612	○	○
15	◎	◎	◎		久留米介護・家事支援センター グラスランド	久留米市国分町1042番地12	0942-22-5340	0942-22-5340	○	○
16	◎	◎	◎	◎	ふくし生協 ヘルパーステーションこくぶの杜	久留米市国分町1129番地2の5	0942-21-5711	0942-21-5711	○	○
17	◎	◎	◎	◎	ワック訪問介護サービスくるめ	久留米市国分町1129番地11	0942-21-4773	0942-21-4774	○	○
18	◎				介護ステーションあいあい	久留米市国分町1150番地1	0942-21-1880	0942-21-1880	○	○
19	◎	◎	◎	◎	ライフサポート24	久留米市国分町875番地54	0942-51-8111	0942-51-8114	○	○
20	◎				安本病院ヘルパーステーション	久留米市三潨町玉満2371番地	0942-64-2032	0942-65-0614	○	○
21	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション きぼう	久留米市三潨町西牟田1662番地2	0942-64-5233	0942-64-5233	○	○
22	◎	◎	◎		ひまわり快護ステーション	久留米市三潨町西牟田94番地6	0942-65-0191	0942-65-0791	○	○

【居宅介護】自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【重度訪問介護】重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	居宅介護	重度訪問介護
	身体	知的	障害児	精神						
23	◎	◎	◎	◎	アップルハート 久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172	○	○
24	◎	◎	◎	◎	ケアサービス彩華	久留米市上津町1662番地3	0942-65-7531	0942-51-8703	○	○
25	◎	◎	◎	◎	ケアステーションほほえみ	久留米市上津町茶屋前1923番9	0942-22-1156	0942-22-1156	○	○
26	◎	◎	◎	◎	ふれあいの園 ホームヘルプ事業	久留米市城島町上青木165番地	0942-62-5115	0942-62-5138	○	○
27	◎				ニチイケアセンター東町	久留米市諏訪野町1814番地4	0942-36-6900	0942-32-8755	○	○
28	◎	◎	◎	◎	ホームヘルプ ゆう	久留米市西町128番地11	0942-27-8548	0942-27-8348	○	○
29	◎	◎	◎		特定非営利活動法人 松本介護サービス	久留米市西町686番地9	0942-31-5737	0942-31-5737	○	○
30	◎	◎	◎	◎	訪問介護施設 ひととき	久留米市西町930番地1	0942-48-0716	0942-48-0717	○	○
31	◎				ケアサポート青空	久留米市善導寺町飯田455番地5	0942-47-1352	0942-47-1352	○	○
32	◎	◎	◎	◎	風雅	久留米市大石町32	0942-40-6501	0942-65-6502	○	○
33	◎	◎	◎	◎	グリーンケアステーション	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8236	0942-27-8246	○	○
34	◎	◎	◎	◎	中央ホームヘルプサービス	久留米市中央町29番地19 コンフォート篠原2F	0942-46-4655	0942-46-4651	○	○
35	◎	◎	◎	◎	ニチイケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1番5号	0942-36-8182	0942-36-8183	○	○
36	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション友愛	久留米市長門石5丁目5番6号	0942-27-7368	0942-27-7369	○	○
37	◎	◎	◎	◎	ひびきケアサポート	久留米市津福本町181番地6	0942-36-7006	0942-36-7008	○	○
38	◎	◎	◎	◎	メゾンマリアホームヘルプサービス	久留米市津福本町276番地2	0942-35-0800	0942-35-9000	○	○
39	◎	◎	◎	◎	くるみ訪問介護	久留米市津福本町576番地1	0942-80-1149	0942-80-1149	○	○
40	◎	◎	◎	◎	介護サービス とまと	久留米市津福本町936番地12	0942-38-3568	0942-38-3578	○	
41	◎	◎	◎	◎	ふくじゅケアサービス	久留米市通外町11番地16	0942-34-2690	0942-48-1103	○	○
42	◎	◎	◎	◎	有限会社 アルブ	久留米市通町103番地15	0942-46-1655	0942-46-1658	○	○
43	◎	◎	◎	◎	さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16 富士ビル304号	0942-39-1616	0942-38-2100	○	○
44	◎				ケアセンター たんぼぼ	久留米市天神町106番地1	0942-35-2842	0942-35-7777	○	○



【居宅介護】自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【重度訪問介護】重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	居宅介護	重度訪問介護
	身体	知的	障害児	精神						
45	◎	◎	◎		ヘルパーステーション ラポール	久留米市天神町68番地4 天神オーシャンビル6階	0942-46-6881	0942-46-6882	○	○
46	◎	◎	◎		ひまわりホームヘルパーステーション	久留米市田主丸町田主丸1001番地2	0943-72-3564	0943-72-1560	○	○
47	◎	◎	◎	◎	久留米市社会福祉協議会 障害児者居宅支援センター田主丸支所	久留米市田主丸町田主丸750番地3	0943-74-7855	0943-73-2154	○	○
48	◎	◎	◎		ヘルパーステーション・友	久留米市東櫛原町1509番地1	0942-32-0678	0942-32-0699	○	○
49	◎	◎	◎	◎	ケア・サポート和	久留米市東櫛原町1509番地7 小川ビル1F	0942-33-6638	0942-33-6639	○	○
50	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション クローバー	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-4300	0942-35-4371	○	○
51	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション マザー介護サービス	久留米市東合川3丁目10番18号 105号	0942-41-0351	0942-41-0352	○	○
52	◎	◎	◎	◎	毎日介護くるめ	久留米市東町25番地30	0942-36-3150	0942-36-3151	○	○
53	◎	◎	◎	◎	生協ヘルパーステーションくるめ	久留米市南2丁目5番12号	0942-21-8455	0942-22-3239	○	○
54	◎	◎	◎	◎	ライフケアステーション	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	○	○
55	◎	◎	◎	◎	NPO ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335	○	○
56	◎	◎	◎		社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター グリーンピース	久留米市南4丁目27番31号 グリーンコープ久留米南町店敷地内	0942-21-5450	0942-21-5464	○	○
57	◎	◎	◎	◎	ラスカルサポート	久留米市北野町今山81番地1	0942-23-4723	0942-23-4718	○	○
58	◎	◎			ケアセンター花	久留米市北野町陣屋499番地6	0942-78-3000	0942-78-3960	○	○
59	◎	◎	◎	◎	医療法人三井会 ヘルパーステーション「きらら」	久留米市北野町八重亀412番地	0942-23-1212	0942-78-2099	○	○
60	◎	◎	◎	◎	株式会社 藤介護サービス	久留米市本山1丁目13番35号	0942-65-7588	0942-65-7588	○	○
61	◎	◎	◎	◎	くおん Caring Service	久留米市野中町257番地1	0942-43-7252	0942-43-7255	○	○
62	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション いちごの里	久留米市野伏間1丁目9番3号	0942-51-3828	0942-26-6319	○	○

【行動援護】自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1		◎	◎		ポレポレ居宅介護支援センター	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
2		◎	◎	◎	ヘルパーステーション 千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214
3		◎	◎	◎	NPO ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335

【同行援護】重度の視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1	◎		◎		ヘルパーステーション 千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214
2	◎		◎		NPO ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335
3	◎		◎		アップルハート 久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172
4	◎		◎		西日本介護サービス株式会社	久留米市花畑2丁目15番地5	0942-37-3456	0942-37-3468
5	◎		◎		ふくし生協 ヘルパーステーションこくぶの杜	久留米市国分町1129番地2の5	0942-21-5711	0942-21-5711
6	◎		◎		ワック訪問介護サービスくるめ	久留米市国分町1129番地11	0942-21-4773	0942-21-4774
7	◎		◎		ひまわり快護ステーション	久留米市三瀬町西牟田94番地6	0942-65-0191	0942-65-0791
8	◎		◎		ニチケアセンター東町	久留米市諏訪野町1814番地4	0942-36-6900	0942-32-8755
9	◎		◎		ニチケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1番5号	0942-36-8182	0942-36-8183
10	◎		◎		ひびきケアサポート	久留米市津福本町181番地6	0942-36-7006	0942-36-7008
11	◎		◎		くるみ訪問介護	久留米市津福本町576番地1	0942-80-1149	0942-80-1149
12	◎		◎		有限会社 アルブ	久留米市通町103番地15	0942-46-1655	0942-46-1658
13	◎		◎		さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16 富士ビル304号	0942-39-1616	0942-38-2100
14	◎		◎		生協ヘルパーステーションくるめ	久留米市南2丁目5番12号	0942-21-8455	0942-22-3239
15	◎		◎		ライフケアステーション	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853
16	◎		◎		社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター グリーンピース	久留米市南4丁目27番31号 グリーンコープ久留米南町店敷地内	0942-21-5450	0942-21-5464
17	◎		◎		くおん Caring Service	久留米市野中町257番地1	0942-43-7252	0942-43-7255

【生活介護】常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	
	身体	知的	障害児	精神					
1		◎			ウエル城島	久留米市城島町江上637番地1	0942-62-6966	0942-62-6971	
2		◎			ちとせ園	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-39-2350	0942-39-2350	
3		◎			とまと	久留米市山川町1082番地1	0942-45-7711	0942-44-5001	
4		◎			ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328	
5		◎		◎	栄光園	久留米市三瀬町西牟田6323番地13	0942-64-5858	0942-64-5814	
6		◎		◎	栄光園 通所 きぼう (生活介護 よりみち)	久留米市三瀬町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814	
7		◎			荒木学園	久留米市山川神代1丁目8番8号	0942-44-6770	0942-44-6770	
8	◎	◎		◎	出会いの場 ポレポレ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	
9	◎	◎			障害者支援センターちとせ	久留米市田主丸町益生田256番地1	0943-73-1793	0943-73-3472	
10	◎				障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515	
11		◎			生活介護ゆめ	久留米市荒木町今132番地3	0942-64-5858	0942-64-5814	
12	◎	◎			千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	0943-73-1793	0943-73-3472	
13		◎			太陽の園生活介護事業所	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
14		◎			第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
15		◎			第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	0942-78-3323	0942-78-7576	
16		◎			田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
17		◎		◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325	
18	◎	◎		◎	みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	基準該当事業所
19	◎	◎		◎	アップルハートのやわらぎ久留米	久留米市国分町824番地9	0942-51-8861	0942-51-8862	基準該当事業所
20	◎	◎		◎	小規模多機能のいえ 和居和居	久留米市国分町172番地3	0942-80-1035	0942-80-1037	基準該当事業所
21	◎	◎		◎	デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371	基準該当事業所
22	◎	◎		◎	デイサービス 和みや	久留米市高良内町2786番地	0942-41-8115	0942-41-8153	基準該当事業所
23	◎	◎		◎	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246	基準該当事業所
24	◎	◎		◎	デイサービス ひびき	久留米市津福今町361番地37	0942-46-2311	0942-46-2312	基準該当事業所
25	◎	◎		◎	デイサービスあいあい	久留米市小頭町3番地16	0942-38-8500	0942-38-8507	基準該当事業所
26	◎	◎		◎	デイサービスセンター東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31 佐藤ビル1F	0942-46-5252	0942-46-5251	基準該当事業所
27	◎	◎		◎	デイサービス ひびき2	久留米市津福本町717番地3	0942-36-7006	0942-36-7008	基準該当事業所
28	◎	◎		◎	デイサービスセンター未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9749	0942-27-9888	基準該当事業所

基準該当事業所:介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所

【短期入所】自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1		◎	◎		ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328
2			◎		レスパイトハウス あんだんて	久留米市御井町1629番地1	0942-43-6121	0942-43-6121
3			◎		レスパイトハウス こりんずハウス	久留米市中央町33番地16	0942-35-4720	0942-35-4720
4			◎		レスパイトハウス ニュンバ	久留米市安武町武島187番地1、190番地1	0942-27-2039	0942-27-2086
5	◎	◎	◎	◎	レスパイトハウス ポレポレ	久留米市東和町4番地5 浅田第2ビル602号室	0942-27-2039	0942-27-2086
6		◎	◎		栄光園	久留米市三潁町西牟田6323番地13	0942-64-5858	0942-64-5814
7	◎	◎	◎		ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町石垣1200番地2	0943-73-0152	0943-73-0524
8	◎	◎	◎	◎	出会いの場 ポレポレ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
9	◎				障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515
10	◎	◎			障害者支援施設 千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	09437-3-1793	09437-3-3472
11		◎	◎		太陽の園短期事業所	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001
12		◎			第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559
13		◎	◎		第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	0942-78-3323	0942-78-7576
14		◎			田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	09437-3-1324	09437-3-3559
15		◎	◎	◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325

重心

重心：医療機関の併設した重症心身障害児・者対応施設

【共同生活援助(グループホーム)】夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

No	名称	住所	電話番号	FAX番号
1	アメジスト	久留米市荒木町荒木1313番地93	0942-53-8879	
2	グループホーム サファイア	久留米市荒木町荒木4058番地2	0942-26-2626	
3	グループホーム むぎっ子ハウス	久留米市田主丸町以真恵259番地207	0943-72-1781	0943-72-1782
4	グループホーム宝瑞	久留米市三潨町田川55番地8	0942-65-1266	0942-65-1368
5	スマイルハウス	久留米市城島町江上105番地1	0942-62-5626	0942-62-6971
6	ニコニコホーム	久留米市山川町1082番地1	0942-44-2951	0942-44-5001
7	ニუნバ	久留米市安武町武島187番地1、191番地1	0942-27-0605	0942-27-0605
8	のぞえ希望の家	久留米市藤山町1730番地10	0942-22-5311	0942-22-5316
9	ひまわり	久留米市荒木町今53番地7	0942-64-5858	0492-64-5814
10	ヒルサイドテラスのぞえ	久留米市藤山町1730番地9	0942-22-6540	0942-22-6540
11	むぎハウス	久留米市田主丸町以真恵63番地1	0943-72-1781	0943-72-1782
12	ルピナス	久留米市梅満町994番地6	0942-33-1581	
13	耳納苑	久留米市善導寺町飯田182番地4	0942-44-6770	0942-44-6770
14	泉の家	久留米市西町502番地15	0942-38-1200	0942-35-6187

【共同生活介護(ケアホーム)】夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

No	名称	住所	電話番号	FAX番号
1	キラキラホーム	久留米市山本町字小柳1656番地5	0942-44-2951	0942-44-5001
2	グループホーム宝瑞	久留米市三潨町田川55番地8	0942-65-1266	0942-65-1368
3	ケアホームグローリー	久留米市荒木町今132番地2	0942-64-5858	0942-64-5814
4	ケアホームゆめ	久留米市合川町1106番地4	080-1796-8255	092-716-5929
5	しいのみ	久留米市荒木町今54番地1	0942-64-5858	0942-64-5814
6	スマイルハウス	久留米市城島町江上105番地1	0942-62-6966	0942-62-6971
7	スマイルハウス セカンド	久留米市城島町江上105番地2	0942-62-6966	0942-62-6971
8	チェムチェム	久留米市安武町安武本2885番地22	0942-27-3992	0942-27-3992
9	ニコニコホーム	久留米市山川町1082番地1	0942-44-2951	0942-44-5001
10	ひまわり	久留米市荒木町今53番地7	0942-64-5858	0492-64-5814
11	耳納苑	久留米市善導寺町飯田182番地4	0942-44-6770	0942-44-6770

【障害者支援施設】施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1		◎			ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328
2		◎		◎	栄光園	久留米市三瀬町西牟田6323番地13	0942-64-5858	0942-64-5814
3	◎				障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515
4	◎	◎		◎	障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町石垣1203番地1	0943-72-2743	0943-73-2135
5	◎	◎			千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	0943-73-1793	0943-73-3472
6		◎			太陽の園	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001
7		◎			第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559
8		◎			第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	0942-78-3323	0942-78-7576
9		◎			田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559
10	◎	◎		◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325

【療養介護】病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに介護や日常生活上の支援を行います。

No	名称	住所	電話番号	FAX番号
1	ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町石垣1200番地2	0943-73-0152	0943-73-0524

【自立訓練(機能訓練)】自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	
	身体	知的	障害児	精神					
1	◎				みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	基準該当事業所
2	◎				デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371	基準該当事業所
3	◎				あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246	基準該当事業所
4	◎				デイサービスあいあい	久留米市小頭町3番地16	0942-38-8500	0942-38-8507	基準該当事業所
5	◎				デイサービスセンター東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31 佐藤ビル1F	0942-46-5252	0942-46-5251	基準該当事業所

【自立訓練(生活訓練)】自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	
	身体	知的	障害児	精神					
1		◎			ライフみどり	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001	
2		◎		◎	栄光園 通所 きぼう (自立訓練(生活訓練)ひなた)	久留米市三潴町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814	
3		◎		◎	障害者自立訓練サポートセンター わーよか	久留米市国分町1326番地1大津山ビルⅢ	0942-51-8141	0942-51-8241	
4		◎			生活訓練ひかり	久留米市荒木町今132番地3	0942-64-5858	0942-64-5814	
5		◎			太陽の園生活訓練事業所 ライフとまと	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
6		◎		◎	みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	基準該当事業所
7		◎		◎	デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371	基準該当事業所
8		◎		◎	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246	基準該当事業所
9		◎		◎	デイサービスあいあい	久留米市小頭町3番地16	0942-38-8500	0942-38-8507	基準該当事業所
10		◎		◎	デイサービスセンター東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31 佐藤ビル1F	0942-46-5252	0942-46-5251	基準該当事業所
11		◎		◎	デイサービス ひびき	久留米市津福今町361番地37	0942-46-2311	0942-46-2312	基準該当事業所
12		◎		◎	デイサービス ひびき2	久留米市津福本町717番地3	0942-36-7006	0942-36-7008	基準該当事業所

【宿泊型自立訓練】居室その他の設備を利用させるとともに、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	
	身体	知的	障害児	精神					
1				◎	ヒルトップヴィラ野添	久留米市藤山町1730番地3	0942-22-5316	0942-22-5316	

基準該当事業所:介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所



【就労移行支援】一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1		◎			グローリーきずな(就労移行支援みらい)	久留米市荒木町今132番地3	0942-64-5858	0942-64-5814
2	◎	◎		◎	スプラيف 久留米センター	久留米市東町41番12号 久留米QRビル3F	0942-33-5730	094233-5731
3		◎			ワークすみどり	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001
4				◎	就労支援施設 レガロ	久留米市西町473番地1	0942-36-5564	0942-36-5564
5	◎	◎		◎	障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515
6	◎	◎		◎	障害者自立訓練サポートセンター わーよか	久留米市国分町1326番地1 大津山ビルⅢ	0942-36-4105	0942-36-4108
7	◎	◎		◎	福岡県障害者雇用支援センター	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル 4F	0942-34-4400	0942-34-4440

【就労継続支援A型】一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1	◎	◎		◎	K'sファーム	久留米市野中町727番地5	0942-80-1321	0942-34-2888
2	◎	◎		◎	MOCA	久留米市青峰2丁目1番3号	0942-65-5178	0942-65-5178
3	◎	◎			れんこん	久留米市通外町70番地2	0942-37-5151	0942-37-5175
4	◎	◎		◎	就労継続支援センターすまいる	久留米市城島町西青木23番地	0942-62-1701	0942-62-6353
5	◎	◎		◎	就労支援事業所ふくろう	久留米市国分町1845番地3	0942-21-5870	0942-21-5871
6	◎	◎		◎	惣菜処 ぼれぼれ	久留米市上津1丁目15番3号 エフコープ久留米店内	0942-22-8358	0942-228358
7		◎		◎	東建アグリ	久留米市城島町城島606番地	0942-62-5550	0942-62-3180
8	◎	◎		◎	夢創園	久留米市安武町安武本3092番地	0942-65-9229	0942-65-9230
9	◎	◎		◎	藍	久留米市通外町5番地16 富士ビル305	0942-35-6751	0942-35-6751



【就労継続支援B型】一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1		◎		◎	あした	久留米市荒木町今132番地3	0942-26-2894	0942-26-2895
2		◎			ステップ	久留米市田主丸町竹野631番地1	0943-72-1781	0943-72-1782
3		◎			みどりの園	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001
4	◎	◎		◎	レガート	久留米市百年公園1番1号	0942-55-1482	0942-55-1482
5		◎		◎	栄光園 通所 きぼう (就労継続支援B型 こころ)	久留米市三潯町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814
6		◎			荒木学園	久留米市山川神代1丁目8番8号	0942-44-6770	0942-44-6770
7	◎	◎		◎	寺子屋工房	久留米市北野町今山370番地3	0942-80-3403	0942-80-3403
8				◎	就労支援施設 レガロ	久留米市西町473番地1	0942-36-5564	0942-36-5564
9	◎	◎		◎	出会いの場 ポレポレ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
10	◎	◎		◎	障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515
11	◎	◎		◎	障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町石垣1203番地1	0943-72-2743	0943-73-2135
12		◎		◎	東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31	0942-46-5252	0942-46-5251
13		◎		◎	特定非営利活動法人ほのぼの	久留米市宮ノ陣6丁目15番11号	0942-46-9218	0942-46-9217
14	◎	◎		◎	藍	久留米市通外町5番地16 富士ビル305	0942-35-6751	0942-35-6751

【一般相談支援】総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行う。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1		◎	◎		たいよう	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001
2	◎	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センター ピアくるめ	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-36-5321	0942-36-5322
3	◎	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センター ピアくるめみのう	久留米市善導寺町飯田212番地1 耳納市民センター多目的棟2階	0942-23-5501	0942-23-5502
4		◎	◎	◎	地域活動支援センター のぞえ「風と虹」	久留米市藤山町1764番地4	0942-51-8555	0942-51-8555

【移動支援】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1	◎	◎	◎	◎	白ゆりホームヘルプサービス	久留米市荒木町荒木496番地1 111号	0942-51-3502	0942-51-3503
2	◎	◎	◎	◎	障害者支援ステーション未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9549	0942-27-9888
3	◎	◎	◎	◎	ハートケアサポート	久留米市荒木町下荒木1201番地	0942-51-3787	0942-51-3788
4	◎	◎	◎		自立への集い	久留米市荒木町藤田1478番地2	0942-26-5732	0942-26-2855
5	◎	◎	◎	◎	医療法人三井会 ヘルパーステーション「きらら」	久留米市北野町八重亀412番地	0942-23-1212	0942-78-2099
6	◎	◎	◎	◎	京 介護サービス	久留米市京町281番地	0942-32-0221	0942-32-0198
7	◎	◎	◎	◎	アップルハート 久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172
8	◎				介護ステーションあいあい	久留米市国分町1150番地1	0942-21-1880	0942-21-1880
9	◎	◎	◎	◎	ふくし生協 ヘルパーステーションこくぶの杜	久留米市国分町1129番地2の5	0942-21-5711	0942-27-8792
10	◎	◎	◎		久留米介護・家事支援センター グラスランド	久留米市国分町1042番地12	0942-22-5340	0942-48-0416
11	◎	◎	◎	◎	ふれあいの園 ホームヘルプ事業	久留米市城島町上青木165番地	0942-62-5115	0942-62-5138
12	◎	◎	◎	◎	グリーンケアステーション	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8236	0942-27-8246
13	◎	◎	◎	◎	中央ホームヘルプサービス	久留米市中央町29番地19 コンフォート篠原2F	0942-46-4655	0942-46-4651
14	◎	◎	◎	◎	くるみ訪問介護	久留米市津福本町576番地1	0942-80-1149	0942-80-1149
15	◎	◎	◎	◎	ひびきケアサポート	久留米市津福本町181番地6	0942-36-7006	0942-36-7008
16	◎	◎	◎	◎	メゾンマリアホームヘルプサービス	久留米市津福本町276番地2	0942-35-0800	0942-35-9000
17	◎	◎	◎	◎	有限会社 アルブ	久留米市通町103番地15	0942-46-1655	0942-46-1658
18	◎	◎	◎	◎	ふくじゅケアサービス	久留米市通外町11番地16	0942-34-2690	0942-48-1103
19	◎	◎	◎	◎	さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16 富士ビル304号	0942-39-1616	0942-38-2100
20	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション友愛	久留米市長門石5丁目5番6号	0942-27-7368	0942-27-7369
21	◎	◎	◎		特定非営利活動法人 松本介護サービス	久留米市西町686番地9	0942-31-5737	0942-31-5737

【移動支援】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
22	◎	◎	◎	◎	訪問介護施設 ひととき	久留米市西町930番地1	0942-48-0716	0942-48-0717
23	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション いちごの里	久留米市野伏間1丁目9番3号	0942-51-3828	0942-26-6319
24	◎	◎	◎		西日本介護サービス株式会社	久留米市花畑2丁目15番地5	0942-37-3456	0942-37-3468
25	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション マザー介護サービス	久留米市東合川3丁目10番18号 105号	0942-41-0351	0942-41-0352
26	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション クローバー	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-4300	0942-35-4371
27	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション つばさ	久留米市御井町640番地1	0942-43-0233	0942-43-0246
28	◎	◎	◎		ひまわり快護ステーション	久留米市三潨町西牟田94番地6	0942-65-0191	0942-65-0791
29	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション きぼう	久留米市三潨町西牟田1662番地2	0942-64-5233	050-7541-1150
30	◎				安本病院ヘルパーステーション	久留米市三潨町玉満2371番地	0942-64-2032	0942-65-0614
31	◎	◎	◎	◎	生協ヘルパーステーションくるめ	久留米市南2丁目5番12号	0942-21-8455	0942-22-3239
32	◎	◎	◎	◎	ライフケアステーション	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853
33	◎	◎	◎		社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター グリーンピース	久留米市南4丁目27番31号 グリーンコープ久留米南町店敷地内	0942-21-5450	0942-21-5464
34	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーションしんらい	久留米市宮ノ陣6丁目23番3号	0942-37-4231	0942-37-4232
35	◎	◎	◎		特定非営利活動法人 久留米たすけあいの会	久留米市宮ノ陣町大杜429番地7	0942-35-6382	0942-35-6382
36	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション 千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214
37	◎	◎	◎	◎	NPO ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335
38	◎	◎	◎		ポレポレ居宅介護支援センター	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
39	◎	◎	◎	◎	クオリティサービス久留米	久留米市安武町安武本3192番地	0942-65-9229	0942-65-9230
40	◎	◎	◎	◎	毎日介護くるめ	久留米市東町25番地30	0942-36-3150	0942-36-3151
41	◎	◎	◎	◎	風雅	久留米市大石町32番地	0942-40-6501	0942-65-6502

【移動支援】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
42	◎	◎	◎	◎	アップルハート 小郡ケアセンター	小郡市	0942-41-2526	0942-73-0277
43	◎	◎	◎	◎	ケア・サポート草の花	小郡市	0942-27-9265	0942-27-9266
44	◎	◎	◎		合資会社千尋ホームヘルプサービス	嘉穂郡桂川町	0948-65-4693	0948-65-4693
45	◎	◎			福岡視覚障がい者支援センターであい	福岡市	092-761-1403	092-761-1403
46	◎	◎	◎		ソーシャルサービスフォレスト	柳川市	0944-75-5002	0944-75-5003
47	◎	◎	◎	◎	ケア・ライフ・コーポレーション	八女市	0943-51-7527	0943-51-3272
48	◎	◎	◎	◎	三洋ケアサービス	八女市	0943-24-6255	0943-24-6255
49	◎	◎	◎		陽だまりの里	八女市	0943-22-5111	0943-22-5101
50	◎	◎	◎	◎	有限会社 アプランケアサービス	八女市	0943-22-4888	0943-22-9070
51	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション・はーとほんど	八女郡広川町	0943-32-1708	0943-32-1708
52	◎	◎	◎	◎	やよいがおかヘルパーステーション	鳥栖市	0942-87-7533	0942-87-7531
53	◎	◎	◎	◎	すばる	筑紫野市	092-927-1544	092-403-1560
54	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション野の花	福岡市	092-806-7979	092-806-7976
55	◎	◎	◎	◎	ホームヘルパーステーションゆんた	福岡市	092-551-4145	092-512-6361
56	◎	◎	◎	◎	ヒューマンサポート・タッチ	鳥栖市	0942-81-5287	0942-81-5289
57	◎	◎	◎	◎	若楠療育園	鳥栖市	0942-83-1121	0942-83-1755
58	◎	◎	◎	◎	ホームヘルプステーションほっと	諫早市	0957-22-2722	0957-21-0572
59	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション「ハーツ」	大牟田市	0944-59-0810	0944-59-0812
60	◎	◎	◎	◎	株式会社ケアステーション メルシィ	大牟田市	0944-53-5007	0944-85-0214
61	◎	◎	◎	◎	ゆりかごサービス	大川市	0944-89-6242	0944-89-6243

【日中一時支援】家族が緊急な理由により、介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号	
	身体	知的	障害児	精神					
1			◎		アルカディア・キッズ・センター	久留米市宮ノ陣4丁目2番25号	0942-46-6010	0942-46-6007	重心
2		◎	◎		栄光園	久留米市三瀬町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814	
3		◎			みどりの園短期事業所	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001	
4		◎	◎		太陽の園短期事業所	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
5		◎	◎		ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328	
6		◎	◎		ウエル城島	久留米市城島町江上637番地1	0942-62-6966	0942-62-6971	
7		◎	◎		ちとせ園	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-39-2350	0942-39-2350	
8		◎	◎		ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町石垣1200番地2	0943-73-0152	0943-73-0524	重心
9		◎			千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	0943-73-1793	0943-73-3472	
10		◎			田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
11		◎	◎		北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325	
12		◎	◎		第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	0942-78-3323	0942-78-7576	
13		◎	◎		佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市	0952-98-2211		重心
14		◎	◎		聖ヨゼフ園	三井郡大刀洗町	0942-77-1393		重心
15			◎		小郡学園	三井郡大刀洗町	0942-77-2789		
16		◎	◎		こぐま学園	小郡市	0942-72-7221		重心
17		◎	◎		翔朋学園	小郡市	0942-75-4190		
18		◎			きぼうの家	小郡市	0942-75-3962		
19		◎			山門清光園	みやま市	0944-63-2800		
20		◎			日中一時支援 きむろ	大川市	0944-88-3033		

重心：医療機関の併設した重症心身障害児・者対応施設

【日中一時支援】家族が緊急な理由により、介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
21		◎	◎		国立病院機構 大牟田病院	大牟田市	0944-58-1122	
22			◎		児童デイサービス にじいろ	筑後市	0942-52-2212	
23		◎	◎		知的障害者施設 桜園	筑後市	0942-53-8342	
24		◎			ほっとスペースあさくら	朝倉郡筑前町	0946-42-1360	
25		◎	◎		千代の里	朝倉市	0946-23-2992	
26		◎	◎		若楠療育園	鳥栖市	0942-83-1121	
27		◎	◎		若木園	鳥栖市	0942-84-8785	
28		◎	◎		青葉園	鳥栖市	0942-84-0090	
29		◎			赤坂園	八女郡広川町	0942-52-7156	
30		◎			第二赤坂園	八女郡広川町	0942-53-2110	
31		◎			サングリーン	八女郡広川町	0942-27-2555	
32		◎	◎		陽だまりの里	八女市	0943-30-3055	
33		◎	◎		ふるさと	八女市	0943-30-2060	
34		◎	◎		紫雲英の郷	八女市	0943-22-2250	
35		◎	◎		蓮の実団地	八女市上陽町	0943-54-2233	
36		◎	◎		蓮の実園	八女市上陽町	0943-54-3123	
37		◎			多機能型事業所 からたち作業所	柳川市	0944-72-5249	
38		◎	◎		柳川療育センター	柳川市	0944-73-0039	
39			◎		第二白梅学園	柳川市	0944-72-0012	
40		◎			知的障害者入所授産施設 健康荘	柳川市	0944-74-1766	

重心

重心

重心

重心：医療機関の併設した重症心身障害児・者対応施設

【児童発達支援】就学していない障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1			◎		ひばり園	久留米市上津町2228番地1043	0942-21-1932	0942-21-1932
2			◎		コアラ園	久留米市田主丸町益生田213番地2	0943-73-2978	0943-73-2979
3			◎		プチとまと	久留米市山川町1042番地	0942-45-7711	0942-44-5001
4			◎		みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555
5			◎		アップルハートのやわらぎ久留米	久留米市国分町824番地9	0942-51-8861	0942-51-8862
6			◎		小規模多機能のいえ 和居和居	久留米市国分町172番地3	0942-80-1035	0942-80-1037
7			◎		デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371
8			◎		デイサービス 和みや	久留米市高良内町2786番地	0942-41-8115	0942-41-8153
9			◎		あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246
10			◎		デイサービスあいあい	久留米市小頭町3番地16	0942-38-8500	0942-38-8507
11			◎		デイサービスセンター東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31 佐藤ビル1F	0942-46-5252	0942-46-5251
12			◎		デイサービスセンター未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9749	0942-27-9888

基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所

【放課後等デイサービス】就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1			◎		ひばり園	久留米市上津町2228番地1043	0942-21-1932	0942-21-1932
2			◎		コアラ園	久留米市田主丸町益生田213番地2	0943-73-2978	0943-73-2979
3			◎		プチとまと	久留米市山川町1042番地	0942-45-7711	0942-44-5001
4			◎		みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555
5			◎		アップルハートのやわらぎ久留米	久留米市国分町824番地9	0942-51-8861	0942-51-8862
6			◎		小規模多機能のいえ 和居和居	久留米市国分町172番地3	0942-80-1035	0942-80-1037
7			◎		デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371
8			◎		デイサービス 和みや	久留米市高良内町2786番地	0942-41-8115	0942-41-8153
9			◎		あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246
10			◎		デイサービスあいあい	久留米市小頭町3番地16	0942-38-8500	0942-38-8507
11			◎		デイサービスセンター東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31 佐藤ビル1F	0942-46-5252	0942-46-5251
12			◎		デイサービスセンター未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9749	0942-27-9888

基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所  
基準該当事業所

【保育所等訪問支援】

保育所等を利用している(又は今後利用する予定の)障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

No	利用できる障害種別				名称	住所	電話番号	FAX番号
	身体	知的	障害児	精神				
1			◎		コアラ園	久留米市田主丸町益生田213番地2	0943-73-2978	0943-73-2979

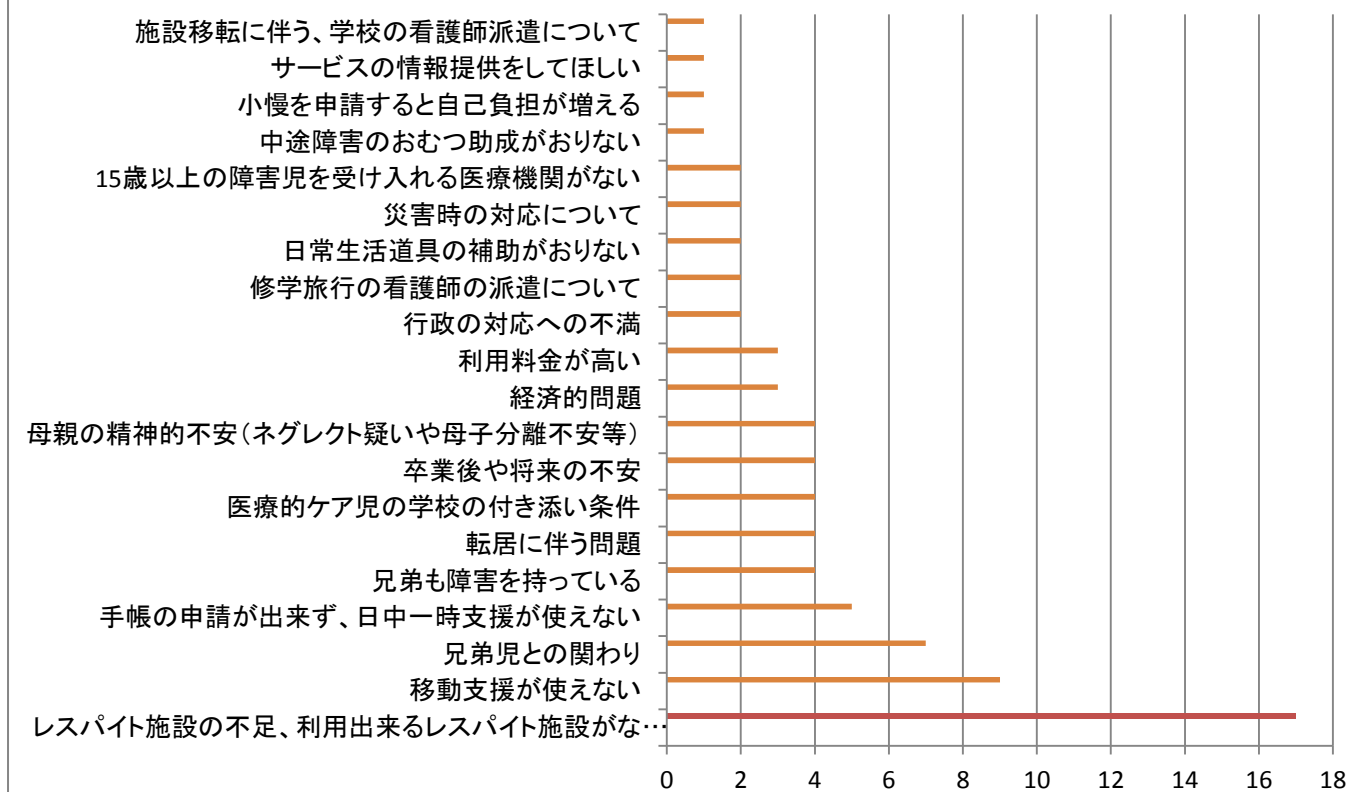
基準該当事業所:介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所



相談内容

1	レスパイト施設の不足、利用出来るレスパイト施設がない。	17
2	移動支援が使えない	9
3	兄弟児との関わり	7
4	手帳の申請が出来ず、日中一時支援が使えない	5
5	兄弟も障害を持っている	4
6	転居に伴う問題	4
7	医療的ケア児の学校の付き添い条件	4
8	卒業後や将来の不安	4
9	母親の精神的不安(ネグレクト疑いや母子分離不安等)	4
10	経済的問題	3
11	利用料金が低い	3
12	行政の対応への不満	2
13	修学旅行の看護師の派遣について	2
14	日常生活道具の補助がおりない	2
15	災害時の対応について	2
16	15歳以上の障害児を受け入れる医療機関がない	2
17	中途障害のおむつ助成がおりない	1
18	小慢を申請すると自己負担が増える	1
19	サービスの情報提供をしてほしい	1
20	施設移転に伴う、学校の看護師派遣について	1

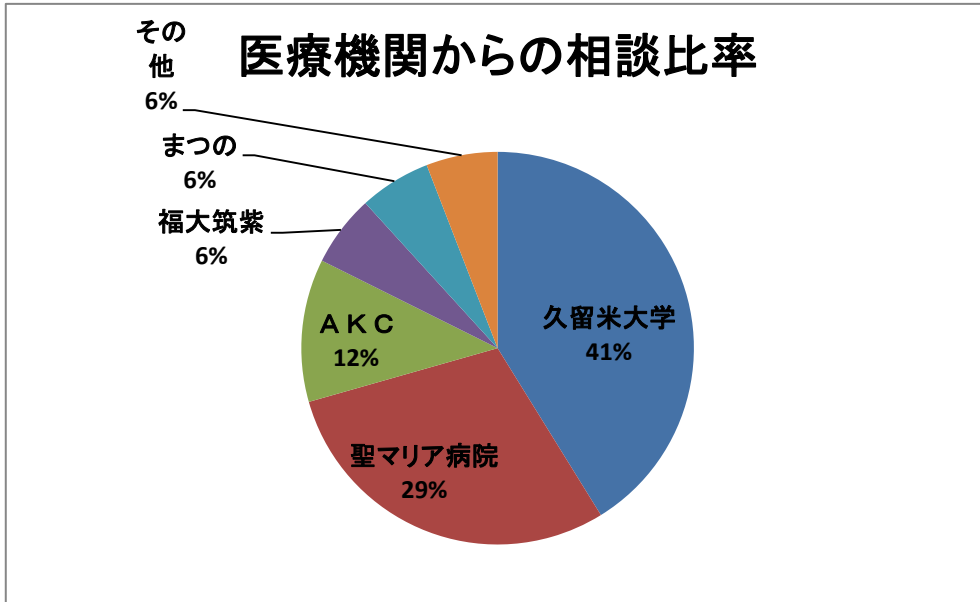
### 重症児・者 相談内容



医療機関からの相談案件 17件

病院名	市町村	年齢	主病名	医療的ケア	コーディネート内容
久留米大学病院	筑後市	1歳	染色体異常、痙攣重積	経管栄養	相談員・訪問看護・保健師で連携 レスパイト先検討中
	久留米市	13歳	脳性麻痺、人工肛門、てんかん	人工肛門のケア	相談員・訪問看護・保健師で連携
	久留米市	14歳	ムコ多糖症	人工呼吸器他	相談員・訪問看護・介護・入浴・訪問歯科・保健師・ボランティア・療育センター・行政と連携確立
	久留米市	15歳	脳性麻痺、てんかん	経管栄養、吸引	相談員・訪問看護・介護・入浴・訪問歯科・保健師・在宅医・訓練施設・日中レスパイト施設・行政と連携確立
	久留米市	16歳	メチルマロン血症	経管栄養	相談員が介入し在宅チームは、確立できているが現在再入院中
	久留米市	17歳	染色体異常、低血糖、骨折		相談員・訪問看護・介護・行政で連携 レスパイト先検討中
	筑紫野市	1/16出生	18トリソミー		逝去
聖マリア病院	筑後市	3か月	心室中隔欠損術後、	経管栄養、モニター管理	相談員・訪問看護・保健師で連携 レスパイト先検討中
	久留米市	3か月	全前脳胞症、セミローバー	経管栄養、モニター管理	退院調整中
	久留米市	1歳	ファイファー症候群	経管栄養、気管切開部からの吸引モニター管理	退院延期
	朝倉市	23歳	脳性麻痺、慢性腎不全	腹膜透析	相談員・訪問看護・介護・保健師・療育センター・行政と連携確立
	三井郡	14歳	脳性麻痺	経管栄養、吸引	相談員・訪問看護・介護・入浴・訪問歯科・保健師・在宅医・療育センター・行政と連携確立
福田こどもクリニック(AKC)	朝倉市	1歳	脳性麻痺	人工呼吸器、吸引他	現在調整中
	鳥栖市	3歳	アーノルドキアリ奇形、水頭症	導尿	現在調整中
福大筑紫病院	筑紫野市	3歳	脳挫傷後遺症	人工呼吸器他	相談員・訪問看護・介護・入浴・訪問歯科・保健師・在宅医・行政と連携確立※レスパイトは、F病院での受け入れ
まつのクリニック	筑紫野市	4歳	脳性麻痺、膀胱瘻	人工呼吸器他	相談員・訪問看護・保健師で連携 レスパイト先検討中
その他	太宰府市	3歳	ミオパチー	人工呼吸器他	病院と在宅医の連携が整わず、現在、訪問看護介入のみ

病院名	久留米大学	聖マリア病院	AKC	福大筑紫	まつの	その他
相談件数	7	5	2	1	1	1



# 添付資料7 本モデル事業コーディネーター 事例重症心身障害児の地域移行定着支援の 実際

～ムコ多糖症の事例を通して～

平成24年 重症心身障害児者の地域生活モデル事業

久留米市介護福祉サービス事業者協議会

コーディネーター 相談支援専門員

# 事例の概要

(仮名) 大橋 太郎 (年齢) 14歳 (療育手帳) A1

(既往歴)

- 2歳6ヶ月 言語の遅れにて言語訓練を開始
- 5歳4ヶ月 ハンター症候群 (ムコ多糖症Ⅱ型) と診断され、  
〇〇大学病院小児科フォロー
- 9歳～ 酵素療法スタート
- 13歳 肺炎にて〇〇大学病院入院  
嚥下障害が進行し頻繁に嘔せがある。→  
家族に吸引の指導
- 14歳 肺炎にて〇〇大学病院入院
- 4月26日 呼吸苦 (チアノーゼ) →  
RSウイルス感染による肺炎にて入院  
安全のため気管切開→喉頭分離術施行
- 5月15日 心肺停止→蘇生→人工呼吸器管理  
脳へのダメージ強く意識レベルⅢ-200~300
- 7月 在宅移行の方針へ (家族より、在宅生活を希望)

# 家族構成

7人家族  
家族の協力が  
得られ家庭環  
境が良い

80代  
弟の送り迎え  
をしてくれる

祖父

祖母

80代  
弟の食事の  
世話等

公務員  
仕事以外  
は、介護  
に協力的

40代後半

父

母  
(主介  
護者)

40代後半  
腰痛あり

17歳  
高校2年生

兄

本人

弟

9歳  
療育手  
帳あり

健常

兄と同一疾患  
酵素療法を受け  
ながら地域の普  
通小学校に在籍

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 1、相談（インテーク、アセスメント、ニーズ把握）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター
平成24年7月4日	主治医よりSWへ介入依頼（自宅退院に向けての在宅サービス調整）	
平成24年7月6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ SWより市役所障害者福祉課へ制度やサービス内容の確認</li><li>・ 母と面談し、情報提供および在宅のコーディネーターの介入の承諾を得る。</li></ul>	
平成24年7月7日	看護計画表作成 （目標：在宅に向けて日常生活の援助とケアを両親が実施できる）	
平成24年7月12日	病院のSWより在宅コーディネーターへ電話	
平成24年7月14日		【自宅訪問】家族から現在の状況や希望をヒヤリング。在宅で一緒に生活をしたいという希望が強いことを確認。→在宅のイメージをつけるため、同じような障害を持ち地域で生活をしている2家族を訪問することを提案。
平成24年7月16日	病棟看護師より、父母へ在宅ケア指導開始 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 吸引（口鼻・気管内）、体位交換・オムツ交換・注入」（薬・栄養）Y G交換・Sチューブ挿入・挿管チューブ交換など。</li></ul>	

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 2、相談（インテーク、アセスメント、ニーズ把握）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター
平成24年7月20日	ケースカンファ（病院担当医師、看護師、SW、家族、コーディネーター） ・現在の状況（ムコ多糖症の病状）、バギー作成予定、住宅改修の必要性、在宅生活の希望等について話し合いを行なう。	【病院でのケースカンファ出席】 ・病院担当医師より、家族が、本人の現時点での状態を受容できていない事に対する指摘あり。 ・家族より、住宅改修の希望があり、行政に手続きをしていただく。
平成24年7月28日		【地域で生活する重心児とその家族を訪問】 ・父母と一緒に在宅生活を送っている重心児のお宅（2件）を訪問。訪問入浴や在宅生活の工夫を見ていただく。在宅生活のイメージをもたれ、安心された様子。 ・バクバクの会（人工呼吸器の子どもさんを持つ親の会）を紹介し、ネットワークに参加。
平成24年8月～		【住宅改修業者による自宅訪問あり】 住宅改修の件について、市より委託の業者、PTが現場検証に来る（市の担当者は来ず）。この時、昇降機が良いだろうとの提案があり、家族と合意。
平成24年8月25～26日	①母児同室にて、母付添い （目的：一日の生活を知り、在宅看護のイメージができる）	



# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 3、相談（ニーズ把握～情報提供・サービス提供準備～）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター
平成24年8月29日		<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問看護（Aステーション、Tステーション）…サービス提供回数決定</li><li>・相談支援専門員（T相談支援事業所）への打診</li></ul> ※家族の希望を考慮し事業所を選択。
平成24年9月5日		<p>【病院訪問】</p> 家族が医療的ケアの練習を行なっている様子。まだ、吸引などに関して、不安が強い。
平成24年9月7日		<p>【レスパイト先の選択】</p> U療育センター、Y療育センター（日中一時、短期入所）、Aセンター（日中一時）に打診し、家族の希望も踏まえて、近隣のU療育センターに決定。 SWと情報共有。
平成24年9月12日		<p>【住宅改修について】</p> 母から電話があり、住宅改修について、市から連絡がまだないと相談あり。問い合わせするも、市の担当者が現場検証に立ち会っておらず、見積書が業者から提出されていたが、対応されず、そのままになっていた。母親が、行政に訪問し、どうなっているのか尋ねるも昇降機に関しては、住宅改修の対象外であると、説明があった。コーディネーターが行政に訪問し、再度、現場検証と住宅改修の打診を行なう。→スロープであれば、助成の対象になる旨を確認する。SWに情報共有。

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 4、相談（情報提供・サービス提供準備～在宅生活に向けて）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター
平成24年9月14日		【スロープの検討】 福祉用具担当者より、試験的にスロープを持っていき、長さの調整を行なう。
平成24年9月15日 ～17日	①母児同室にて、母付添い (目的：一日の生活を知り、在宅看護のイメージができる)	
平成24年9月18日		訪問看護（A・Tステーション）に再度確認の連絡を入れた。了承。
平成24年9月21日	<p>【サービス調整会議】</p> <p>参加者：病院医師、看護師、SW、訪問看護事業所（Aステーション、Tステーション）、コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の医療的ケアの家族訓練について（アンビューバックカニューレの挿入についての指導を父母に行なっている）</li> <li>・在宅人工呼吸器について業者からの説明の予定</li> <li>・挿管チューブが8cm入っているとの事。</li> <li>・退院は10月15日の予定になっているとの事。</li> <li>・バギーが10月1日に完成の予定。</li> </ul> <p>在宅医（H小児科医院）に打診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベット、マット、呼吸器、持続吸引機の市からの補助がないとの事で 相談し、再度検討。</li> <li>・住宅改修に関しては、市の回答待ち</li> <li>・居宅介護事業所2事業所、訪問入浴（A事業所）、訪問歯科（A事業所）に依頼済み。</li> <li>・短期入所はU療育センター（月曜日）</li> <li>・病院への通院は水曜日。通院介助については要検討。</li> <li>・サービス事業所のそれぞれの曜日設定。</li> <li>・病院医師より、母が不安になっているということ。障害の受容ができていないとの話を受ける。</li> </ul>	<p>【病院でのカンファに出席】</p> <p>現状の説明あり。</p> <p>対応・調整</p>

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 5、相談（情報提供・サービス提供準備～在宅生活に向けて）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年9月25日		<p><b>【自宅訪問】</b> 母が不安になっているということを受け、父母にヒヤリングを行なう。 ・住宅改修がまだ来ない。 ・本人の弟（同病児）との関係 ・備品の準備など バクバクの会（福岡支部 T様宅を訪問され、相談される。⇒安心につながった。SWと情報共有。</p> <p><b>【家族より電話】</b> 母が、サービス利用の申請に行く。その際に住宅改修について相談したが、聞き入れてもらえなかったとの事。</p> <p><b>【行政訪問】</b> 母から住宅改修の件について報告を受け、市に住宅改修について交渉。市の担当者より、再度現場検証をしていただく事を約束。</p> <p><b>【教育の確保】</b> K特別支援学校に本人の状況説明と本人の状況が落ち着いてから訪問教育をしていただくことの依頼をする。</p>

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 6、相談（情報提供・サービス提供準備～在宅生活に向けて）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年9月30日	訪問看護2事業所より、病院にて、入浴、人工呼吸器の確認をしていただく。	【保健所訪問】 母子担当課に訪問し、地域の保健師の依頼と緊急搬送時の対応について、消防署への情報提供と依頼をお願いする。
平成24年10月～	<ul style="list-style-type: none"><li>・院内での定期的な家族の宿泊による介護</li><li>・医療的ケアの最終確認</li><li>・在宅人工呼吸器の取り扱いについて</li><li>・備品の確認、退院指導</li></ul>	
平成24年10月1日	バギー納車	・移送サービス（K事業所）に打診。
平成24年10月2日	自家用車で1時間程度外出	
平成24年10月5日		・居宅介護事業所（K事業所）にて、居宅介護事業所3事業所（A・K・S）が集まる（病状の説明とケアの確認を行なう。）
平成24年10月11～12日	試験外泊	
平成24年10月12日		・コーディネーターが、計画作成を行ない、自宅に訪問し、内容の確認と家族の合意を得る。

# 【退院時の状況】

意識レベル：Ⅲ-200～300

呼吸状態：自発呼吸あり。人工呼吸器装着。疾患のため気管内腔が極めて狭くなっており、気道確保をするためにカニューレの代わりに挿管チューブを使用し8センチ挿入。（気管内肉芽あり）  
唾液の溢流があり口腔内持続吸引が必要。  
（メラサキューム使用）

栄養：経管栄養（栄養剤注入）

ラコール400ml + 100ml × 3回

リソース125ml + 400ml × 1回

排泄：おむつ交換（尿：7回/日・便：1回/日）

保清：全身清拭・陰部洗浄・口腔ケア・入浴

移動：バギー使用

移乗：2～3人の介助が必要



# 今後の展開について

- ① 進行性の難病であり、いつ急変してもおかしくない状態がある。→家族の受容の程度と終末期の意向の確認
- ② リハビリの充実（身体機能の改善）  
→在宅・病院（リハスタッフの連携）
- ③ 医療・福祉・教育・行政・他関連機関の更なる連携  
→定期的なケアカンファ→病院との情報共有
- ④ 家族のストレングス（強み）を最大限に引き出しながら、エンパワメントの視点で家族の「生活」に着目した支援の在り方を模索していく
  - ・家族の介護力の問題
  - ・兄弟児も同一疾患をもつ障害児
- ⑤ 通院や療育センターへの移動と院内介助の問題→  
行政との交渉



# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 7、相談（在宅生活スタート、サービスの連携・調整）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年10月19日	<p>退院に向けてのケース会議(最終調整)</p> <p>参加者: 父母、病院医師(担当医、その他3名)、看護師、SW、訪問看護(A、T事業所)、居宅介護(A、K、S事業所)、相談支援専門員(T事業所)、保健師、コーディネーター、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・病院医師より、現在の状況説明(退院後の通院について)</li><li>・在宅サービス最終調整(時間・回数等の調整等)</li><li>・退院日の設定</li><li>・母親の負担(体力面)について</li></ul>	<p>【病院での退院前のケース会議参加】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・病院医師、看護師、SWより病状の説明と退院後の通院についての話。</li><li>・退院後の注意点についての説明あり。</li></ul> <p>在宅支援計画の提示と説明を行なう。</p> <p>→この時より、在宅コーディネーターと相談支援専門員が一緒に行動。</p>
平成24年10月24日	退院	
平成24年10月25日		退院後の本人の様子伺い。サービス事業所の提供状況確認。(相談支援専門員)
平成24年10月30日		<p>【自宅にてケア会議実施】</p> <p>居宅介護3、訪問介護2、リハビリ1、訪問歯科、相談支援事業所、保健師、母親、在宅コーディネーター、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後のサービス確認(時間、回数の確認・調整)・通院時の移動の確保)</li><li>・留意点の確認(緊急時対応)</li><li>・母親の希望、今後の生活について</li><li>・弟が同病児のため、保健師より育児面でのフォローが必要</li><li>・弟の学校迎えをデイサービスセンタープチとまことに依頼</li></ul>

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 8、相談（在宅生活スタート、サービスの連携・調整）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年11月1日		居宅介護事業所（3事業所）がケア会議を行っている。
平成24年11月5日		本人の状況確認とサービス状況確認のため、（相談支援専門員）。弟の学校迎えの件での相談。
平成24年11月21日	【緊急搬送】 呼吸器のずれがあり、呼吸が安定していない状況があり、受診。挿管チューブの調整を行なっている。その日のうちに自宅に戻られる。	
平成24年11月29日		調整会議（福祉サービス事業所） （参加者：居宅介護2、訪問看護1、コーディネーター、相談支援専門員） ●スケジュール調整 現在のサービススケジュールでの改善点を挙げてもらい検討し、12月のスケジュール表の作成（家族のスケジュール等）を行なう。 ●母親からの相談・不安等 訪問入浴時の母親の介護の関わりについて ガーゼ交換のタイミングと役割について ●その他、課題等 サービス事業所のケアが統一できていないところがあるとの課題が出てきており、ケア統一会議を実施予定になる。



# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 9、相談（在宅生活スタート、サービスの連携・調整）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年11月30日	訪問看護ステーションより、母から長時間訪問の希望があるため、指示書に重症児スコアを追記してほしいとの依頼あり ⇒主治医に意向を伝え、指示書に追記し、訪問看護ステーションへ指示書郵送	
平成24年12月3日	<b>【緊急搬送】</b> 二～三日前から、呼吸の状態が不安定である。血液検査、肺のレントゲンに異常はなく、その日のうちに自宅へ戻ってこられる。病院医師より、本人の障害の進行が理由であり、気管が狭くなってきて、呼吸音が出てきているものとの事。	
平成24年12月6日		<b>【サービス統一会議】</b> （居宅介護3事業所、訪問看護2事業所） ・ケアマニュアルを作成（午前と午後に分けてのマニュアル化）している。

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 10、相談（在宅生活スタート、サービスの連携・調整）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年12月12日	主治医より、母からU療育センターへの入所申込みをしておきたいとの意向があるため調整してほしいとの依頼ある⇒療育センターへ連絡し、母の意向を伝える。母と面談し、療育センターへ一度電話連絡をするよう伝える。	
平成24年12月14日		【母親より電話】 本人の状態がとても安定していること、来月の予定についての連絡がある。また、事業所より統一会議を行なったことで、連携がとれ、サービスの統一化が図れているようであるとの事。
平成24年12月17日		【自宅訪問】 来月のスケジュール調整→相談支援専門員より、各サービス事業所の調整を行なっている。母よりサービスの統一化ができているとの事で報告を受ける。
平成24年12月27日		【スケジュールの最終調整】 今後の課題として、訪問教育、在宅医の往診等について挙げられた。
平成24年1月上旬		日中一時の利用についての情報提供を行なっている。

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 1 1、相談（在宅生活スタート、サービスの連携・調整）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成25年1月21日		<p>相談支援専門員より自宅訪問。来月のスケジュールの確認と今後の検討事項の確認を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問歯科の時間の変更・火、木のリハビリ時間の変更</li><li>・土曜日の居宅介護について（母より、家族で試してみることを話され、</li><li>・通院介助について…大学生のボランティアにお願いしているが、授業や隔週の希望。テスト期間などで来れないときもあり、今後どのようにしたらよいか。</li><li>・訪問教育（24日に担任の先生が訪問の予定。来年度の打ち合わせ）</li><li>・在宅医の往診について…現在往診は電話があった時のみ。母は、定期的に見てもらいたいとの希望→各事業所連絡、調整。通院介助については、市に院内介助（ヘルパー）をつけれるように要請していくことにする。在宅医…2月1日、15日に入っていたことにする。</li></ul>
平成25年1月23日		<p>本人、弟の病院通院の状況確認し、母、ボランティアの介助の様子を撮影。</p>
平成25年1月24日		<p>自宅に特別支援学校の担任の先生が訪問。来年度の打ち合わせ。特別講義として、教材の確認を行ないながら、授業を受ける。曜日の希望、回数などの確認…3月に来年度の訪問教育の調整を行なって行くとの事。</p>

# 病院から在宅生活移行支援の実際

## 12、相談（在宅生活スタート、サービスの連携・調整）

	病院（医師、看護師、SW）	在宅コーディネーター、相談支援専門員
平成24年1月29日		自宅訪問。（最終スケジュール表を持参）訪問入浴の状況を撮影させていただいている。来月の予定については、来週に打ち合わせ予定。
平成24年2月1日		在宅医の往診に同席。母から、本人の状況の説明。今後も定期的に入っていただけるようになる。
平成24年2月15日		訪問入浴の状況を撮影させていただいている。来月の予定については、来週に打ち合わせる予定。



大学病院



療育センター



保健師



行政



呼吸器センター



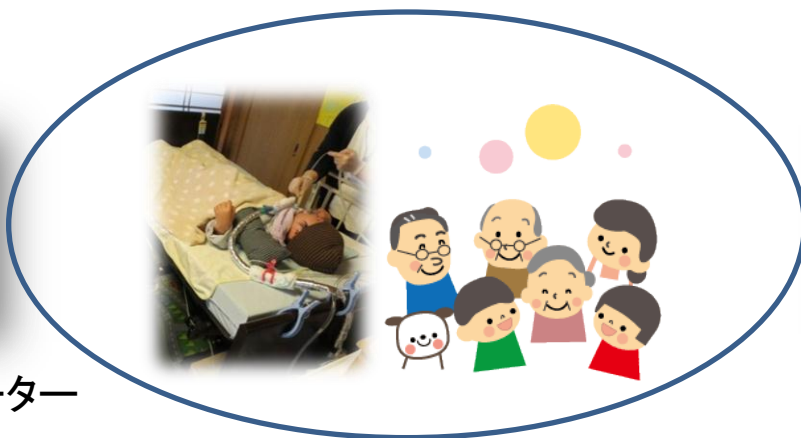
補装具



在宅医



コーディネーター



相談員



福祉用具



訪問歯科



ボランティア



望む暮らしの実現



介護タクシー



訪問入浴



移動支援



訪問看護  
リハビリ



ヘルパー



民生委員



親の会

# ニーズ整理表

## ニーズ整理表を基に 計画書・スケジュール 案を作成

ニーズ整理票					二次アセスメント	ニーズの整理
相談受付から一次アセスメント						
主訴	主訴の背景	問題点 (利用者の状況、気 になる情報等)	ストレンクス (利用者、家族など の持っている力)	全体的な推測 (左記の事項を踏ま えて)	依頼先・内容	ニーズ (～したい、～で困っ ている)
母より 安全に通院をしたい	病院までの移動時、呼 吸器の確認、痰のきゅう いんが必要である	呼吸器がずれる時 があり、常に見てお くことが必要	母親が呼吸器の確 認をすることができる	移動の運転や呼吸 器を確認できる介助 者が必要	居宅介護事業所 介護タクシー	移動支援、介護タク シーを利用したい
母より 受診の際に、手伝っ てほしい	本人と弟と一緒に受診 しているため、介助をす るのに手が足りない	受診中、弟が落ち着 かなくなってくること があり、母親が気に している。	母親以外の家族が 付き添うことができ るときもある	受診時の介助支援 が必要	病院 BBS (大学生)	受診中の介助者が ほしい(病院看護師、 ボランティア)
母より 介護の負担を減らし たい	日中は母親が一人で介 護をしており、負担が大 きい	母親自身の腰痛や 体力的な面での不安 がある	母親、父親は病院で 日常生活ケアの指 導を受けている	介護の負担を減らす ため、介助者が必要	居宅介護事業所 訪問看護ST	ホームヘルパー、訪 問看護を利用したい
母より 緊急時の預かってく れる所を探したい	日中は母親が一人で介 護をしており、負担が大 きい	母親自身の腰痛や 体力的な面での不安 がある	母親、父親の協力 体制(コミュニケー ション)が取れる	預ける場所が必要	療育センター	日中一時、ショートス テイを利用したい
母より 本人の体をいつでも 清潔にしておきたい	常時、臥床している状 態のため、褥瘡・皮膚疾 患の心配がある		母親、父親は病院で 日常生活ケアの指 導を受けている	一日一回入浴もしく は清拭を行なうこと が必要。その際に身 体状況の確認を行 なう	訪問入浴事業所 居宅介護事業所 訪問看護ST	訪問入浴を利用した い。ホームヘルパー、 訪問看護を利用した い
母より 本人の身体機能を 維持していきたい	常時、臥床している状 態のため、身体機能の 維持が困難な状況	ムコ多糖症の症状に より、少しずつ、機能 の低下(拘縮等)が みられる	家族と本人との関わり が密接であり、刺 激が多い	リハビリを行ない、身 体機能の維持を図 ることが必要	訪問リハビリ 訪 問看護ST 在宅医	訪問リハビリを受け たい
母より 本人の身体状況の 安定・健康管理をし ていきたい	人工呼吸器をつけてお り、呼吸の状態が安定し ていないことがある	ムコ多糖症が進行性 のため、呼吸の状態 について不安がある	母親が呼吸器を見 ながら、異状を確認 できる。	常に、呼吸の状態な どの病状を確認する 必要がある	病院 訪問看護ST 在宅医	訪問看護を利用した い。在宅医に来てほ しい、呼吸の状態確 認を行なってほしい
母より 本人に楽しみのある 生活を送らせたい	本人が中学生であり、 教育を受けることや楽 しみを増やしていきたい	本人が中学生であり 他の子達が受ける 教育を受けたい	入院前までは、本人 は特別支援学校に 行っている	教育や楽しみの機 会を増やしていく	特別支援学校 ボランティア団体	訪問教育を受けたい
母より 子どもの療育(弟の ことも含めて)相談し ていきたい	弟も同じ病気(ムコ多糖 症)であるため、本人と、 弟の療育について不安 がある	母親が弟となかなか 接する時間を持ず、 どのように接してい くかを悩んでいる	祖父母が同居して おり、母親の手助け をしてくれる	療育面で相談できる ところが必要	保健所	保健師
母より 本人の通院、外出 等、外に出ることが できない	住宅玄関の段差等によ り、室内から室外へのバ ギーでの移動が困難	週に1回の通院があ るが、移動が困難	自宅は持家であり、 住宅改修は可能	スロープ等の設置が 必要	市福祉課	住宅改修をしたい
備考 緊急時対応・・・救急・消防に連絡。 絡。					呼吸器の異常・・・呼吸器メーカーに連 絡。	



# サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

希望する生活	利用者:
	家族: 家族の声が聞こえる環境で一緒に暮らしていきたい。定期的に療育センター等利用しながら、長く自宅で暮らしたい。
総合的な援助の方針	在宅サービスや療育センター、ボランティア等をうまく活用し、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるように支援します。
長期目標	全身状態が安定し、在宅での生活が継続でき、家族の一員としての役割を果たすことができる。
短期目標	①訪問診療や訪問看護等を利用し、在宅での医療的管理ができ急変時に備えることができる。②環境の変化に順応し、自宅での生活に慣れることができる。

優先順位	本人のニーズ	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	医療の専門的な管理が必要ではあるが、家族の声が聞こえる自宅で生活していきたい。	家族や訪問看護により安定的に医療的管理を行い、感染予防や急変時にも備えることができる。	3か月	訪問看護・訪問診療・訪問歯科	A・T訪問看護 H内科小児科	訪問してくれる支援者に自分の状況を知ってもらい馴れる。	3か月	※呼吸器センター 救急車 呼吸器センター
2	お風呂に入りたい。	訪問入浴や清拭を行い体循環を良好に保ち褥瘡を発生させない。	3か月	訪問入浴(1回/W)・訪問看護・居宅介護(入浴以外:清拭)	A訪問入浴 A・T訪問看護 A・S・K居宅介護	呼吸の安定と気持ちよく入浴ができる。	3か月	
3	酵素療法の治療が必要。大学まで毎週連れて行ってほしい。	母親の運転で安全に通院ができる。途中、休憩地点を設け、母親の医療ケアのサポート体制を整える。	3か月	通院介助⇒居宅介護(1回/W)	K居宅介護	訪問してくれる支援者に自分の状況を知ってもらい馴れる。	3か月	
4	自宅や病院以外の環境になじむ。	療育センターに定期的に通い、施設の行事の流れに沿うことができる(1回/W)	3か月	療育センター	U療育センター	支援者に馴れ1日の行事の流れに沿うことができる。	3か月	
5	年齢に応じた教育を受けたい。	訪問教育を受け刺激を受けることができる。	3か月	特別支援学校	K特別支援学校	楽しみながら教育を受ける。	3か月	

# 週間スケジュール（サービス提供状況）

（在宅生活スタート時）

月		火		水		木		金		土		日	
	8:00				8:00				8:00				8:00
S 居宅介護	A 訪問看護			S 居宅介護	T 訪問看護								
	9:00												
	9:30												
	10:00	A 居宅介護	A 訪問看護			S 居宅介護	A 訪問看護	A 居宅介護		S 居宅介護			
	10:30												
	11:00												
	11:30												
	12:00												
	12:30		A 訪問歯科		大学受診								
	13:00								T 訪問看護				
	13:30		A リハビリ			A リハビリ		T 訪問看護	T 訪問入浴				
	14:00									T リハビリ			
	14:30												
A 居宅介護	A 訪問看護	A 居宅介護	A 訪問看護			K 居宅介護	A 訪問看護				T 訪問看護	S 居宅介護	T 訪問看護
	15:30												
	16:00			A 居宅介護	T 訪問看護								
	16:30												
	17:00									↑ 14:15~			
	17:30												
	18:00												

・在宅生活スタート時は家族の不安が強かった。

父親の体調不良

兄弟児（ムコ多糖症）が精神的に不安定

家族の急変時に対する不安

大学通院の際に家族の体調を見て必要があれば1～2泊入院OKもらう。

訪問看護・介護を必要に応じて1回/日⇒2回/日へ

家族の希望もあり、毎週月曜日に療育センターへ預け、兄弟児との時間を作ってもらった。



# 週間スケジュール（サービス提供状況）

（現在）

月	火	水	木	金	土	日			
8:00									
8:30									
9:00									
9:30	S 居宅介護	A 訪問看護	S 居宅介護	T 訪問看護					
10:00	A 居宅介護	A 訪問看護							
10:30			S 居宅介護	A 訪問看護	A 居宅介護				
11:00									
11:30									
12:00					H小児科往診				
12:30									
13:00									
13:30	A 訪問歯科				T 訪問看護				
14:00	A リハビリ			A リハビリ	A 訪問入浴	T リハビリ			
14:30									
15:00				K 居宅介護		K 居宅介護	T 訪問看護	S 居宅介護	T 訪問看護
15:30	A 居宅介護	A 訪問看護							
16:00	A 居宅介護	A 訪問看護		A 訪問看護					
16:30			A 居宅介護	T 訪問看護					
17:00									
17:30									
18:00									

- ・ 現在（在宅生活スタートしてから4か月）は、母をはじめ、家族が 本人さんとの生活、支援（医療的ケアを含む）に慣れてきており、生活のリズムが整ってきている。そのため、母より、居宅介護のサービスを少しずつ減らし、家族と一緒に本人さんをみていく時間を作っていくたいとの希望が出てきている。
- ・ 時期的に感染症（インフルエンザ等）の流行が懸念されるため、日中一時支援を見合わせ、暖かくなってきてからの利用を希望されている。

# 支援の実際

## ～ケア統一のためのケア会議の実施～

【家族へのヒヤリングの中で】

サービスを開始して1カ月が経過したが・・・

入る事業所によってケア内容が違う・・・

訪問看護・介護事業所が集まりケアカンファの実施

ケア会議⇒サービスの統一⇒顧客満足に繋がった



# サービス提供の実際 1

訪問看護

痰の吸引をしています。

訪問リハビリ



がんばって座ったよ！



# サービス提供の実際 2

## 訪問入浴（訪問看護の看護師と…）





# サービス提供の実際 3

## 特別支援学校の先生による特別授業



「本をよもう」  
大好きな本を先生と一  
緒に読みました。

「作品を作ろう」  
卒業生に向けての作  
品をつくりました。



# サービス提供の実際 4 - 1

## 大学病院へ通院（週1回）

通院は一日がかり！準備に時間が掛かり、荷物が多く毎週大掛かりな移動だあ！！

※酵素療法のため毎週通院が必要。兄弟児も同じ疾患を患っており、一緒に治療している。



通院へいざ出発！

訪問看護の看護師、居宅介護のヘルパー、おじいちゃんがお見送り。



# サービス提供の実際 4 - 2

大学病院へ通院（週1回）



現在、酵素療法中。

治療終了！  
バギーに移る間、ボランティア  
の学生さんが弟さんを支援して  
れています。





# 今後の課題と家族の要望

重症児が在宅に帰る際にかかった経費・・・負担が大きい！

品目	詳細	価格	公費	自己負担
バギー		389,793	352,593	37,200
ベット	ベット本体	220,000	146,240	73,760
	マット	110,000	0	
	キャスター	5,000	0	
	サイドレール	8,000	0	123,000
吸引機	持続吸引機	144,900	50,760	94,140
	吸引機(1台目)	36,750	682	36,068
	吸引機(2台目)	36,750	0	36,750
住宅改修	段差解消のための のウッドデッキ	300,000	200,000	100,000
合計		1,251,193	750,275	500,918



## 在宅生活を送る上での必要経費・・・毎月の負担も大きい！

サービス種別 他備品	内容	負担額詳細	負担額
訪問看護	医療保険	500円×2か所	1,000
居宅介護	自立支援給付	上限額4,600円	4,600
訪問入浴	委託契約	1回1,250円×5	6,250
介護タクシー	病院までの通院	往復8,000円×4	32,000
オムツ			2,400
精製水			4,000
リソース			5,000
持続吸引用 チューブ	メラ唾液持続吸引チューブ	1本880円×4	3,520
その他	手袋・おしりふき・酒精綿・ テープ等		3,000
合計			61,770

# 今回のモデル事業による支援を通して

～家族（父母）より～

## 【良かったこと、助かったこと】

- ・ 本人、家族が必要だと思ったケア・サービスを在宅コーディネーターや相談支援専門員が繋いでくれたこと。

(家族が、多くの事業所との連絡・調整はなかなか難しい)

- ・ 本人が長く在宅生活できるため、また、家族が長く本人を世話し続けていけるように考えて計画を立ててくれている。

(本人以外の家族状況・社会的役割の把握をして、計画されている)

- ・ 万一の時に備えてのサービスの利用の準備（日中一時・短期入所）をしてくれているので、安心できる。



# 家族の要望と今後の課題

・サービスや制度を利用しようと思っても、その中での制約や条件があったりする為、利用できなかったり、ニーズと合致していなかったりする。

→移動支援…移動中、本人に吸引が必要であり、介助者一人での移動は難しい。そのためヘルパーを利用しても、「本人の支援に入れない（吸引ができない）」、「自家用車でのヘルパーの同乗はできない」等がある。実際のサービスを利用した際には、母が運転をし、後ろから別の車でヘルパーが付いてきていた状態。途中で何度か駐車できるスペースに止まり、母が吸引をする。ヘルパーの役割は？本人のニーズとは合わない。そのため、現在、介護タクシーを利用しているが、金銭的な負担が大きい。

→住宅改修…昇降機を設置するようになっていたが、市より「昇降機は対象外」と言われ、スロープ、サンデッキを作ることで対応した。

→院内介助…本人と弟（同一病児）の二人を病院に連れていくが、二人一緒に見ることが困難であり、現在は、大学生のボランティアにお願いをしている状態。しかし、ボランティアは学生であり、授業やテスト期間などで来れない時もある。また、治療が長時間になり、交代で来てくれているが、負担が多いようである。サービスでヘルパーを利用できるのであれば、ボランティアと一緒に見ると安心できるのだが…

# 重症心身障害児者の地域生活モデル事業 相談支援専門員研修会

久留米市庁舎 303会議室 平成24年9月22日

1

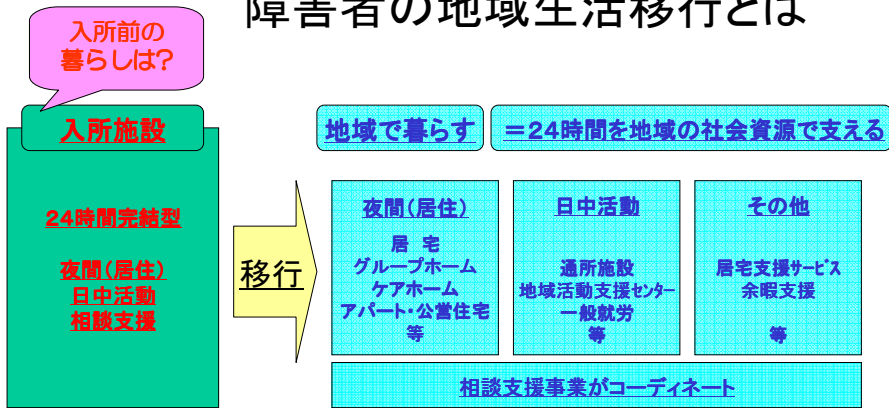
## 相談支援の充実

障害者自立支援法等における  
計画作成とサービス提供のプロセス

相談支援の基本姿勢

2

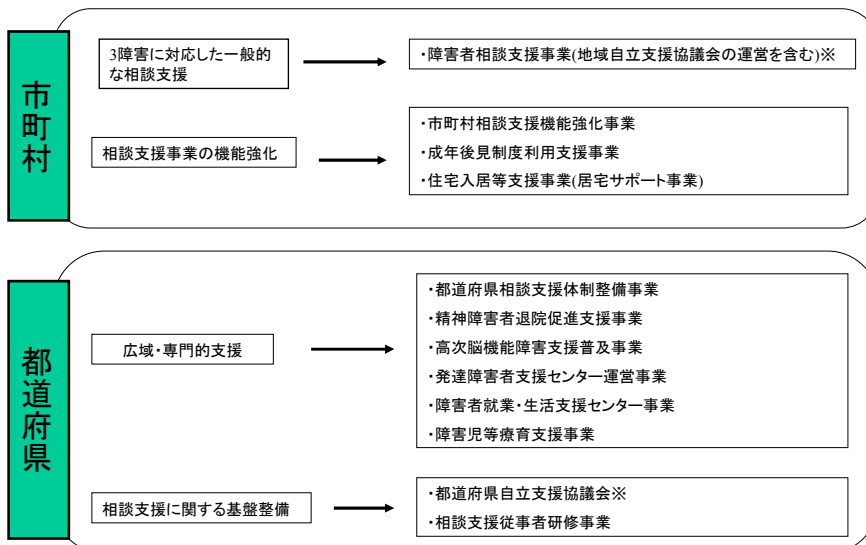
# 障害者の地域生活移行とは



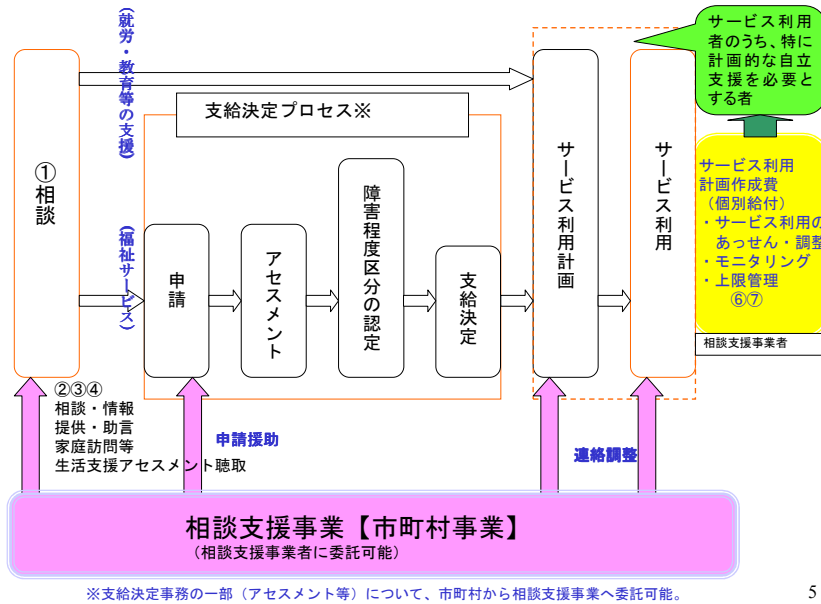
## ※障害者ケアマネジメントの役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。  
そして、それを具体的にを行うのが、**相談支援事業**であり、その中核的役割をなすのが**地域自立支援協議会**の使命である。

# 地域生活支援事業における相談支援事業



## 相談支援プロセスと障害程度区分認定のながれ



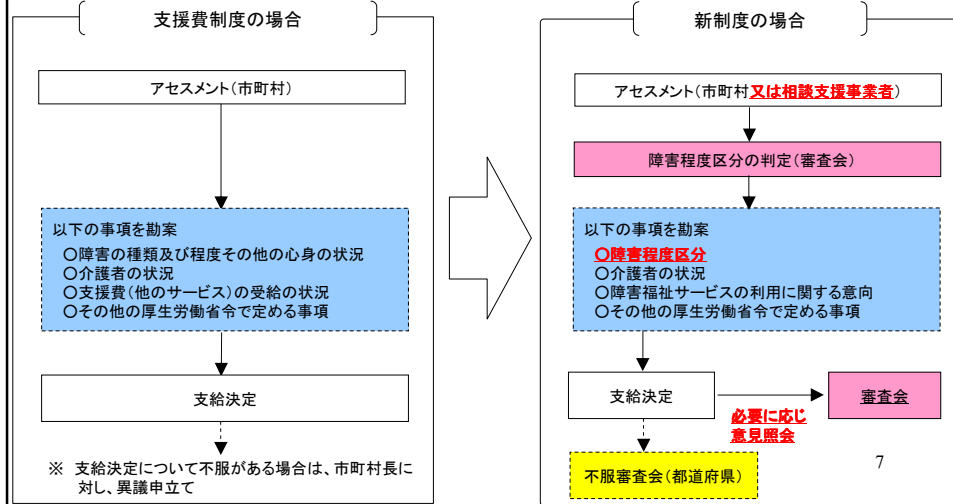
5

## 障害者自立支援法における支給決定プロセス

6

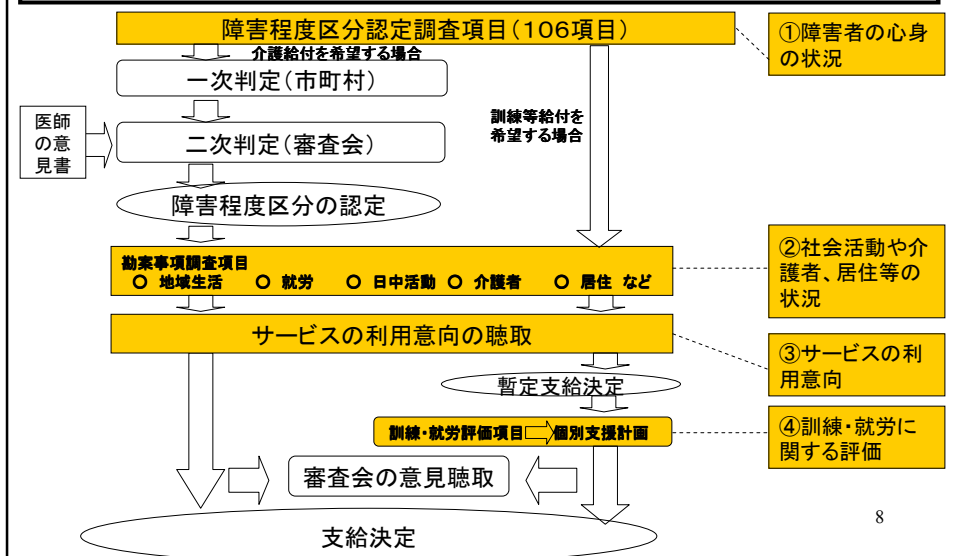
## 支給決定手続きや基準の透明化、明確化

- 障害者のニーズに即して、支援を効果的に実施するための仕組み(ケアマネジメント)を制度化。
- 福祉サービスの個別給付については、支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を開発。
- サービスの長時間利用のケース等については、市町村は、住民に対する説明責任が果たせるよう、審査会に意見を求めることができるようにする。



## 支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。

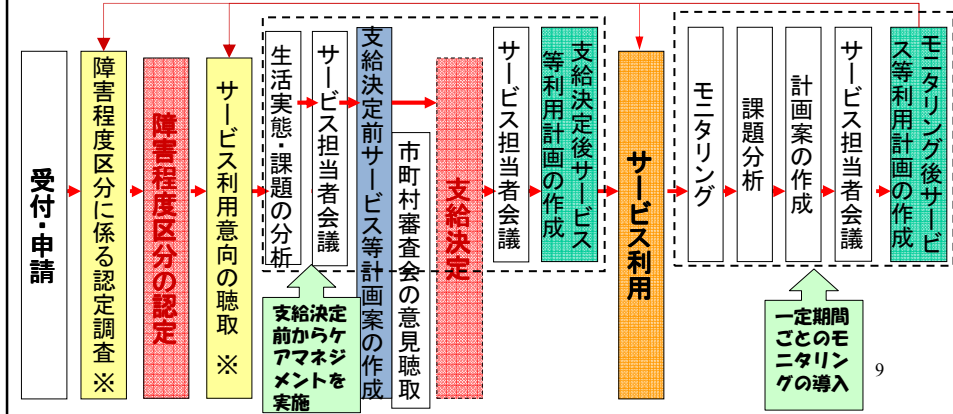


平成24年度4月以降のサービス利用手続き

平成24年度4月以降

- サービス等利用計画作成を支給決定前とする。市町村は、生活実態やニーズに基づき作成されたサービス等利用計画作成案に基づき支給決定を行うこととなる。
- サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施する。

【見直した後の一連のプロセス】



# 1 申請

## (1) 申請の受付

- ①障害者本人又は家族等からの申請の受付
- ②申請書の確認(意見書作成の医師の有無を含む)
- ③サービス等利用計画作成への同意を確認する。  
その際、認定調査、市町村審査会、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等について説明

## (2) 申請の受理後の市町村の事務処理

- ①(1)－③に基づき、認定調査を自ら行うか、指定相談支援事業者に委託するか決定する。
- ②意見書を医師に依頼する。

## (3) 緊急の際のサービス利用

緊急の際には、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の申請を行う。その際、措置の可能性について検討する。



## 2 障害程度区分認定・概況調査

### (1) 障害程度区分認定調査

- ①市町村自らか、委託された指定相談支援事業者によって行われる。
- ②認定調査に当たってはマニュアルを熟読し、精度の高い調査を心がける。
- ③「特記事項」を利用して補足説明を行う。

### (2) 概況調査

- ①本人及び家族等の調査、現在利用しているサービス内容を記載する。
- ②住環境などについても調査記載する。

11

## 3 医師意見書

### (1) 医師意見書

疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的所見を記載

- (2) 主治医等がない場合には、施設(事業所)の嘱託医を活用することも考えれる。

12

## 4 一次判定(コンピューター判定)

(1) 106項目の障害程度区分認定調査項目jを、コンピューターに入力し、一次判判定処理を行う

(2) 市町村の手順

- ① 認定調査員は、認定調査表、特記事項・概況調査票をチェックする。
- ② 認定調査項目の調査内容をコンピューターに入力する警告コードが発生した場合は、認定調査員に確認する。
- ③ 医師意見書が届いたら、認定調査票との共通項目の突合せを行う。

13

## 5 市町村審査会(二次判定) 障害程度区分の判定

(1) 市町村は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を市町村審査会に提出し、判定を依頼する。

(2) 市町村審査会は、一次判定結果と「特記事項」「医師意見書」の内容を踏まえて審査判定(二次判定)を行う。

(3) 市町村審査会が特に必要と認める場合は、本人、家族、医師、その他関係者に意見を求めることができる。

14

## 6 認定結果通知

### (1) 認定結果

市町村審査会の審査判定結果は、市町村審査会長から市町村長に通知される。

### (2) 市町村の障害程度区分の認定

市町村は、審査判定結果を確認した後で、審査判定結果により障害程度区分を認定する。

### (3) 認定結果通知

市町村は、障害程度区分の認定結果を申請者に通知する。

### (4) 不服申し立て

認定結果通知の不服申し立てについて教示。不服申し立て先は都道府県知事。対応は一義的には通知した市町村がする。

15

## 7 サービス利用意向聴取

### (1) 利用意向聴取

障害程度区分認定結果が通知された申請者の支給決定を行うために、申請者の介護給付に関するサービスの利用意向聴取

### (2) 利用意向調査は、申請者の生活ニーズの把握からニーズの充足の意のためのサービス等利用計画作成のために重要

16

# 障害児の支給決定プロセス

17

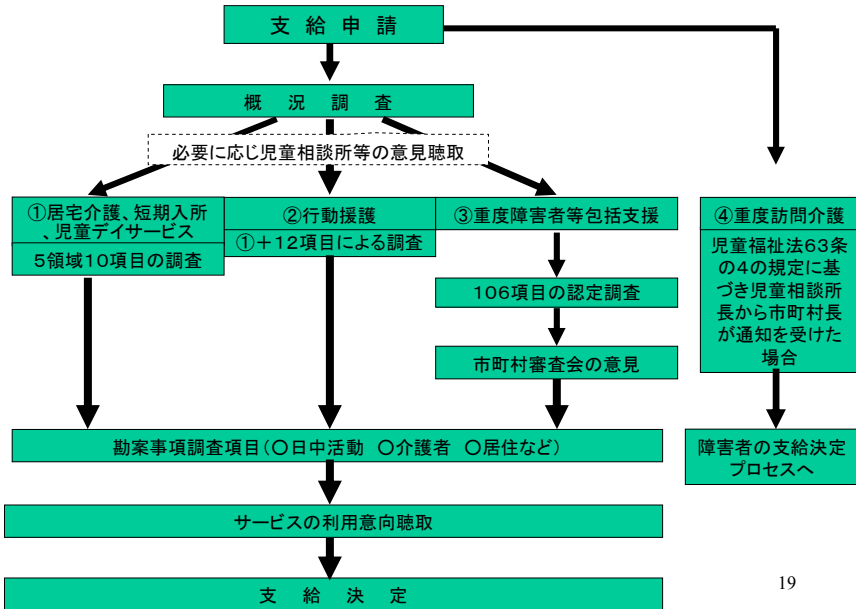
## 障害児の支給決定について

2006年3月1日担当課長会議資料 資料6(抄)

- 1 今回の障害者自立支援法においては、障害児については、
  - (1)発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、
  - (2)乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、
  - (3)現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと、から、障害程度区分は設けないこととしているが、障害程度区分については今後の検討課題とされているところである。
- 2 このため、障害児の支給決定は、現行の取扱いを基本的にしつつ、18年10月からの取扱いは次のとおりとする。
  - ①居宅介護、児童デイサービス、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域10項目の査(別紙1)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。なお、短期入所については、現行の単価基準に準じて、別途単価区分を適用する。

18

## 障害児の支給決定について



## 支給決定プロセスにおける 障害程度区分

# 障害程度区分

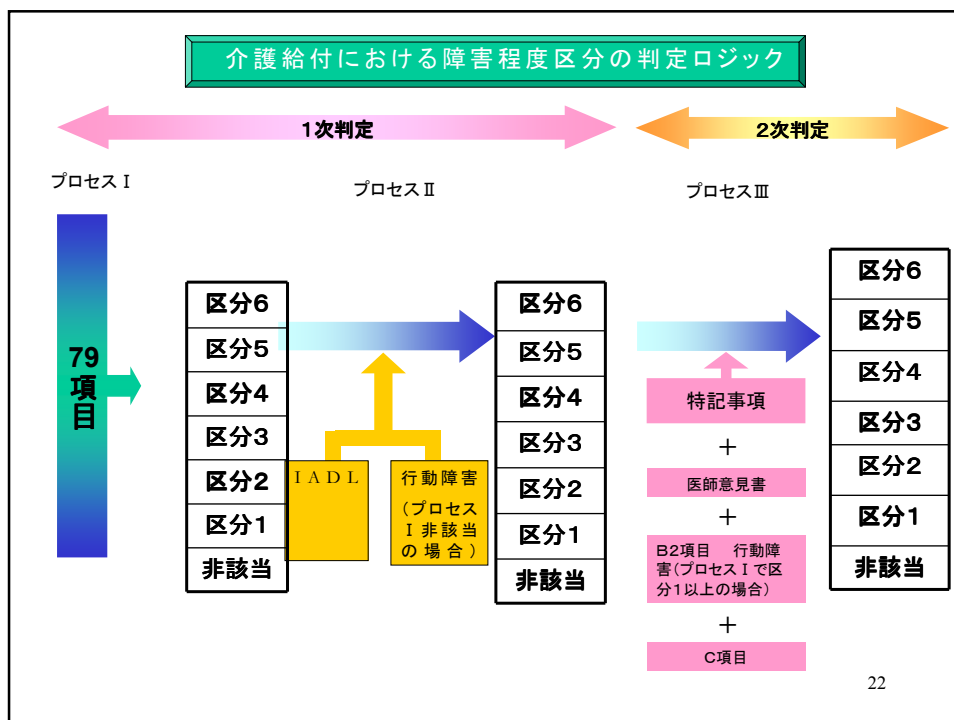
## 障害者自立支援法

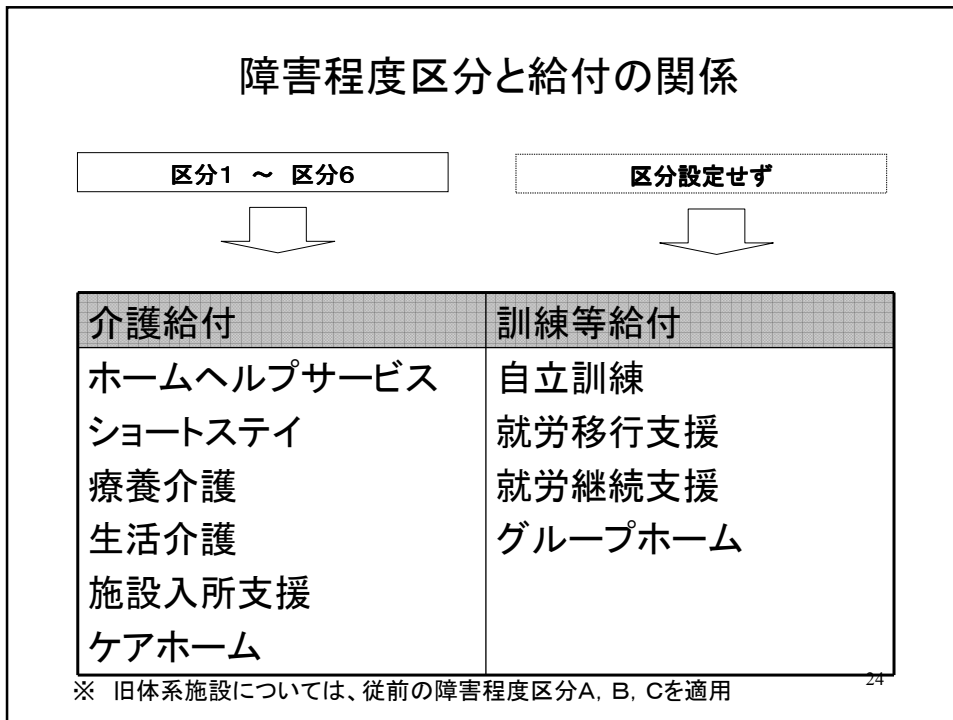
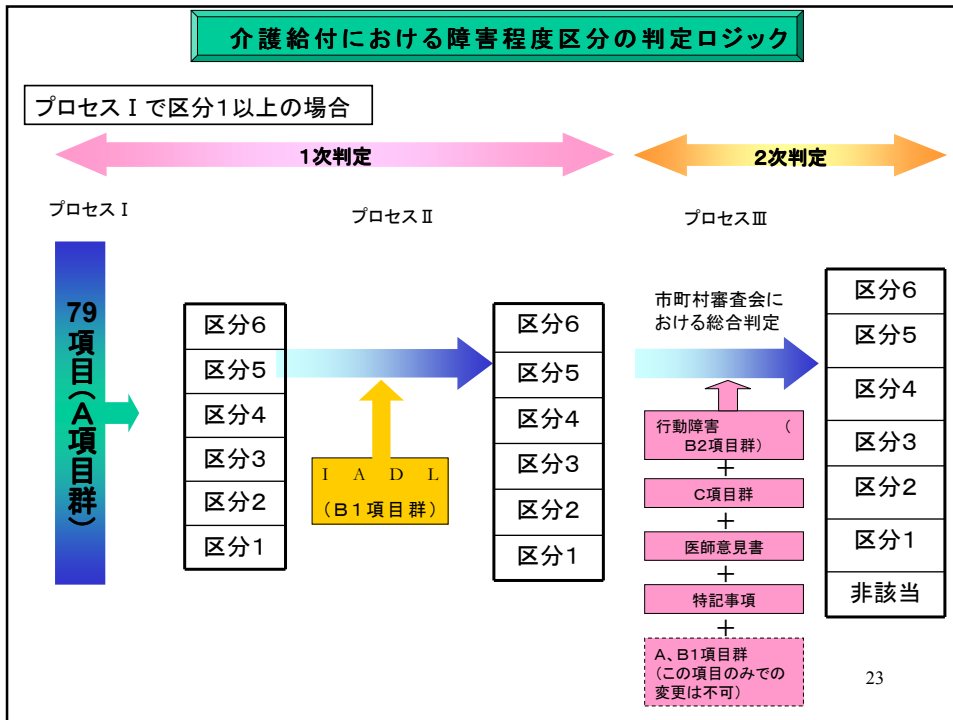
(定義)

### 第4条 略

4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

21





## 相談支援専門員とは

「計画作成とサービス提供プロセスを中心とした  
相談支援の基本姿勢」

25

## 相談支援専門員までの経緯

- ① 1995年(平成 7年度) 日本障害者リハビリテーション協会内に「障害者に係る介護サービス等の提供の方法及び評価に関する検討会」の設置され障害者ケアガイドラインの検討。
- ② 1996年(平成 8年度) 「身体障害者ケアガイドライン試行事業実践記録」「精神薄弱者介護等サービス調整指針(試案)」精神障害関連施設において予備的にケアマネジメントの試行。
- ③ 1997年(平成 9年度) 厚生省は身体・知的・精神各障害毎に「障害者介護等サービス体制整備試行的事業」をモデル事業として開始。
- ④ 1998年(平成10年度) 国が検討会を設置して実施計画検討、及び介護等支援専門員養成指導者研修を開始。(障害毎に実施)都道府県・政令指定都市単位で介護等支援専門員養成研修を開始。
- ⑤ 1999年(平成11年度) 障害種別を統合して「障害者介護等支援サービス体制整備推進事業」とし、同年度に「身体障害者・知的障害者ケアマネジャー養成指導者研修を開催した。都道府県・政令指定都市の41ヶ所(身体障害)で「障害者介護等支援サービス体制整備推進事業」を実施。
- ⑥ 2003年(平成15年度)「障害者ケアマネジメント体制支援事業」に名称変更。
- ⑦ 2006年(平成18年度) 障害者自立支援法の制定に合わせて「障害者ケアマネジメント体制支援事業」は発展終了。国で行われる指導者研修「相談支援従事者指導者研修」となり、都道府県で実施される研修は「相談支援従事者初任者研修」「相談支援従事者現任研修」となる。呼称は相談支援専門員

26



## 相談支援専門員の主な役割

1. インテーク
2. アセスメント
3. サービス等利用計画の作成とサービス調整
4. サービス担当者会議の開催
5. サービス等利用計画の実施と微修正
6. モニタリングの実施と再アセスメント
7. 利用者上限額の上限管理
8. サービス等利用計画作成費の請求
9. 終結

27

## 1 インテークのポイント①

### 【電話相談】

受付票等の様式を準備してニーズはもちろんのこと、基本情報（名前、住所、連絡先、障害状況、家族歴、可能であれば成育歴等）を聴き取ることができるようであれば聴いておきます。但し、電話が長くなったり、話しが多岐にわたる場合には外来、もしくは訪問しての聴き取りを促しながら可能性を探ります。

### 【外来相談】

電話相談で既に大まかな概要の聴き取りができている場合は、事前に受付票に情報を整理しておく必要があります。

突然の外来相談の場合は、電話相談であげている基本情報を聴き取る必要があります。また、相談内容により関係者からの聴き取りが必要な場合、サービス担当者会議への関係者への出席確認をしていく場合もあるため「情報提供承諾書」等を必ず取っておきます。

28

## 1 インテークのポイント②

- ◇相談内容はまず、相談主訴を先入観をもたずに受け止めて、相談支援専門員の考えを決して押しつけないように話を進めます。
- ◇家族、関係者、本人から話を聞く場合は本人に必ず確認を取りながら話を進めていきます。
- ◇場合によっては家族、関係者と本人は別室で話を聞くことも有効ですが、必ず分けないということではありません。
- ◇サービス利用を前提とした相談であっても希望しているサービスが本当に必要かどうかは初期相談では分からないことがほとんどです。そのため家庭訪問を前提として生活相談であれば、実際にどういった場面で困っているかを実態確認していくことが有効であり、必要となります。
- ◇発達障害や行動障害、高次脳機能障害、触法に係わる相談など障害福祉サービスの対応では困難と思われる相談内容については「基幹相談支援センター」へ協力を求めます。

29

- ◇発達障害や高次脳機能障害が疑われる相談の場合、家族が対応に苦慮していることが多く見られます。そのため、数回の面接の上で、必要な支援を検討していく必要がありますので、サービス導入以前に障害特性へ応じた適切な係わり方の検証、明確化していくことが重要となります。障害特性への取り組みができていない段階でサービス導入を図ってしまうと結果的に対症療法にしかならず、抜本的な解決が困難となることで、居宅介護などの支給量増量や複数派遣、向精神薬の増量に考えが向いてしまう傾向となってしまいます。
- ◇発達障害や高次脳機能障害のある人や家族、関係者からの相談初期段階では相談を受ける側が就労ノウハウが少ないことから就労ニーズの相談に対して就労移行支援事業や就労継続支援事業へ「一定期間訓練の必要がある」からと、紹介して、そのまま長期間経過してしまうといった結果を招いてしまうことも少なくありません。

30

## 2 アセスメント(評価)①

◇主訴に応じたアセスメントが必要となります。

### 【就労に関するニーズ】

- ・成育歴の聴き取りを中心に、これまで就労経験がある場合は誰が繋いでくれたのか、業種、仕事内容、期間、辞めた理由、賃金、主な使途、クローズかオープンか、人間関係、辞めた後にどれ位の期間が経過しているか、などを話しやすい雰囲気を作りながら聞いていきます。
- ・具体的にこれからのいくつかの方法や方針について話し合っていく、もしくは提案していきます。
- ・精神科で治療等をしている場合は、ハローワークへ依頼する場合に意見書等が必要になります。

### 【暮らしに関するニーズ】

- ・親亡き後や既に単身となってしまった場合の相談に関しては、何より現在の生活状況を実際に家庭訪問をして確認することが重要となります。また、聴き取りからだけでなく一緒にしてみることも重要<sup>31</sup>となります。

## 2 アセスメント(評価)②

- ・特に急に単身となった場合には、朝・昼・夜の生活形態を確認していきながら継続的な暮らしの現実性を金銭管理、火気や戸締まりなどの安全管理、食生活、買い物、通院及び服薬管理、電話を掛けることができるかなどを最寄りの「生活アセスメント票」を利用しながら聴き取っていきます。場合によっては数回に分けながら確認していくことが重要です。

### 【障害特性によって係りづらいつらさといった家族を主としたニーズ】

- ・発達障害等が疑われる係わりづらさに関する相談の場合、現状の周囲が困っている拘り、問題行動と思われるエピソードを聴き取りながら成育歴と合わせて幼いときからのエピソードを聴き取っていきながら特徴となる事柄を整理していきます。
- ・高次脳機能障害が疑われる、もしくは確定診断を受けている人からの相談の場合、掛かり付けの医療情報を取りながら現状における生活面の困難さを整理していきます。<sup>32</sup>

## 2 アセスメント(評価)③

- ・本人から聞くべき内容と別途家族からの見話を聞く場面を必要に応じて作ることも必要となります。

### 【医療的ケアが必要な人のニーズ】

- ・退院前関与が主となりますので医療情報は勿論、医療的ケアを中心とした複合的な福祉サービスの組み合わせを図りながらのサービス提供を前提とした聴き取りが中心となります。特に自宅への訪問をしてのハード面を中心とした住宅改装等を事前に家族と相談していきながら、整備していくことを前提に聴き取りをしていきます。
- ・家族は負担をあまり表明しないため、つい家族がしている介護をそのまま継続してサービス提供をしてしまうことがあります。本当は負担と感じてきたことをしっかり聴いておくことが大切です。

### 【セルフマネジメントの対象】

- ・セルフマネジメントは自身によるアセスメント、プラン作成となります。モニタリング対象とはなりません。

## 2 アセスメント(評価)④

### 【障害児に関するニーズ】

- ・児童の場合は家族のニーズが主となりがちですので、対象児の発達を支援する視点を持ちながら家族と有効な取り組みを前提とした打ち合わせが必要です。
- ・今回の法改正では身近な場所でサービスが受けられるようにといった理念が基本となっています。そのため、両親の勤務形態を聞いて困難なことから話しをしていくのではなく、どうすればニーズに応じていけるかを試行していくことが大切です。そのためには地域の保育園や児童デイサービスを実施しようとしている事業所との関係強化は欠かせないものとなり、時間帯に係わらないサービスの提供や専門性の向上を一緒に考えていきながら、不規則勤務の家族や変則勤務、父親が長期出張で不在、多人数兄弟など、これまでは家族で解決すべきと思われてきたことを相談支援専門員が社会的課題として、一緒にクリアしていく取り組みが期待されます。

### 3 サービス等利用計画の作成とサービス調整

- ① アセスメントを聴取した後、サービス等利用計画の作成に移りますが、当初はエンパワメントの観点から必要最小限の障害福祉サービスを盛り込んだサービス等利用計画から求められる週間プラン(案)を作成します。サービス等利用計画はフォーマルサービス(既存の障害福祉サービス)、インフォーマルサービス(有償サービス、近隣、ボランティア等)を組み合わせた検討をしていきます。
- ② サービス等利用計画(案)は相談者へ確認・了承後、必要な機関へサービス提供に関する調整をしていきます。その場合には事業所の専門性に鑑みた調整が必要となります。
- ③ 医療的ケアを要する相談者の場合には複数の事業所が同一サービスの提供をしたり、事業所間で細やかな連携を取っていきながら支援していく必要がありますので、十分打ち合わせた上でプラン作成に繋がっています。

35

### 4 サービス担当者会議の開催

- ① サービス担当者会議は家族、本人はもちろんサービスを提供する予定事業所のサービス管理責任者、インフォーマルサービスを提供する担当者、サービスの支給決定をする行政担当者には必ず出席して頂く必要があります。招集は可能な限り相談支援専門員がしていく必要があります。
- ② サービス担当者会議の日程調整は各自の都合を合わせるのに時間がかかりますので、全員が集まるのが難しい場合はポイントとなる関係者が集まるのが日程で調整します。
- ③ サービス担当者会議には(1)サービス等利用計画(2)週間プラン票(3)当日のレジュメ(協議内容にもよりますが、出席者、相談者の状況、成育歴、会議の目的・方針)の準備をします。
- ④ 会議の名称は通常、支給決定プロセスにおける会議を「サービス担当者会議」、サービス利用に係わらない取り組みの共有化を目的とする会議「個別支援会議」、虐待に関する会議「個別ケース会議」として棲み分けています。

36

## 5 サービス等利用計画の実施と微修正

- ① サービス担当者会議の結果は必ずしも「サービス等利用計画(案)」、「週間プラン票(案)」のままで決まらない場合があります。そのため、サービス担当者会議終了後、サービスの仮決定がされれば相談支援専門員は速やかに「サービス等利用計画」、「週間プラン票」の成案作成した後に行政窓口へ提出します。
- ② 「サービス等利用計画」、「週間プラン票」を基にサービス管理責任者は「個別支援計画」を事業毎に作成して相談者へ確認、了解をしてもらうこととなります。
- ③ 「サービス等利用計画」、「週間プラン票」、「個別支援計画」は相談者の自立支援を中心として連動したものですから、連絡調整を綿密にしていくことが重要となります。
- ④ 「サービス等利用計画」等の様式は市町村によって相違しますのでご注意ください。

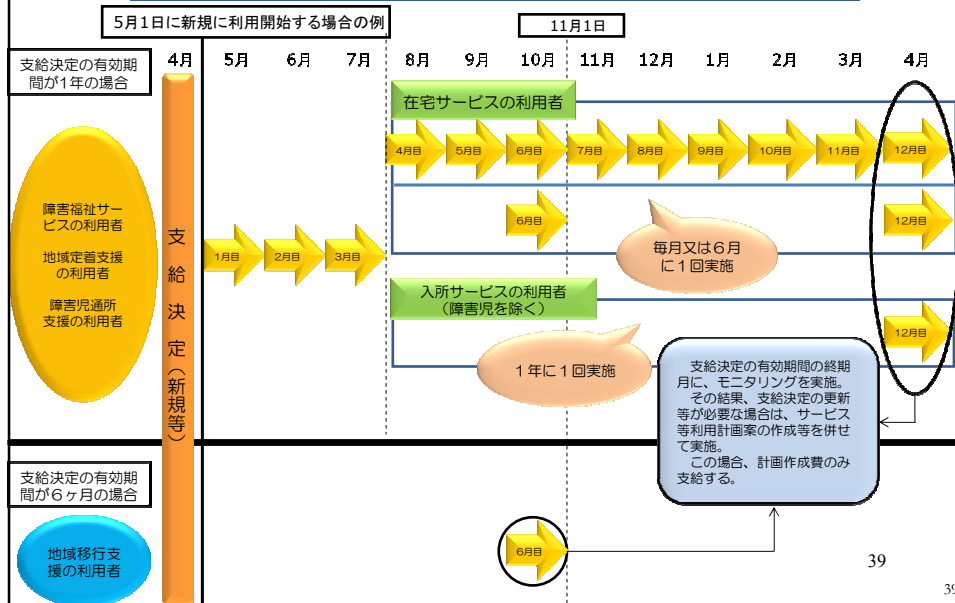
37

## 6 モニタリングの実施と再アセスメント

38

## モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。



## 6 モニタリングにおける留意点

- ① 生活に変化があったり、エンパワメントできているにもかかわらず「サービス等利用計画」の見直しがされないままとならないようにすることが重要です。就労希望がニーズであっても、見直しがないままに通所施設へ通っていたり、居宅介護で家事を会得できた段階で居宅介護の提供のあり方を見直す必要があります。
- ② 事業者が当該地域にないことを条件として相談支援専門員と居宅介護、通所関連事業所の職員兼務が可能となっていますが、相談者の立場で考えると長期にわたり、サービス提供者と相談支援専門員が兼務をしていつも同じ顔だと必ず、サービス提供者として受け止めてしまうこととなります。随時、係わり方の見直しを図っていくこともモニタリングを進めていく上で重要であると言えます。
- ③ モニタリングやサービス担当者会議で大幅なサービスの変化が見込まれる場合は市区町村、または地域自立支援協議会でその必要性を説明する必要があります。

## 7 利用者上限額の上限管理

- ① 低所得1、2の対象者の場合には、ほぼありませんが、障害児、成人期以降の就労収入と障害基礎年金を取得している相談者に関しては自己負担が発生しますので、相談支援専門員が上限管理にあたる必要があります。

41

## 8 サービス等利用計画作成費の請求

- ① 毎月前月分を翌月10日までに請求することになりますが、地域によっては必ずモニタリング票やサービス担当者会議を開催してサービスの見直しが必要な場合は市区町村（※市町村自立支援協議会）に事前提出を求められる場合があります。

42



## 9 終結

- ① 原則として支給開始後1年で一旦終結を迎えることとなります。継続した「サービス等利用計画作成費」の対象とする場合には市区町村(※市町村自立支援協議会)にその必要性を説明する必要があります。
- ② 相談支援専門員は常に本人のエンパワメントに重点を置いて係り、終結をいとした取り組みを進めていくことが大切です。

43

介護保険のケアマネジャー(介護支援専門員)と  
障害者自立支援法の相談支援専門員の相違点と課題

項目	相談支援専門員	介護支援専門員
サービスの上限	障害程度区分等により市町村が決定	要介護度によって決定
自己負担	応能負担で児童は保護者の収入、成人者は個人の収入で就労収入がなければ低所得となり自己負担はない	応益負担で原則1割負担となるため上限管理が必要。
資格	一定の実務経験者を持つ者が都道府県が実施する相談支援従事者研修を5日間、5年に1回現任研修を修講することで認定。課題としては市町村によって研修内容に差があり、プラン作成などオーストライズされた研修までに至っていない。	一定の実務経験者を持つ者が都道府県が実施する全国統一の試験に合格して、更に実務者研修修了を受講した者が介護支援専門員として認定。5年に1回の現任者(更新者・実務者)研修受講を必須。更に主任ケアマネジャー研修を受講・配置することで加算対象
業務形態	中立・公平性の観点から原則専従と示されているが、地域性によって兼務可能	中立・公平性の観点と利益相反を防ぐために事業所としての独立が必須。同一法人のサービス利用時には減算あり
サービス利用時の自己負担	なし	なし

※国は個別給付として平成27年3月までに障害福祉サービス全利用者にサービス等利用計画作成、いわば相談支援専門員をすべての個人に付けることとしているが、市町村としては様子見をせざるを得ない状況がある。

## 相談支援専門員としての基本姿勢

《介護支援専門員のケアマネジメントの過程における倫理と基本姿勢より項目を抜粋》

- ①人権擁護の視点
- ②利用者主体の支援
- ③公平性(ケアマネジャーの自己覚知)
- ④中立性
- ⑤社会的責任
- ⑥秘密保持(個人情報保護)
- ⑦サービスの提供拒否の禁止

45

## 相談支援専門員としての基本姿勢②

- ⑧利用者の自立支援に向けた多様な視点を持つ
- ⑨家族も自立支援の対象者のひとりとして考える視点
- ⑩サービス等の包括的な提供に関する視点
- ⑪ケアチーム、チームアプローチ(総合的合意と協働)の実践
- ⑫資源開発の視点と実践
- ⑬苦情への適切な対応
- ⑭支援経過の記録と保管

46

## 事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

### 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員

※ 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。  
この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

### 一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行推進員(仮称)

### 【想定される類型】



33

## 計画相談支援・地域相談支援のポイント

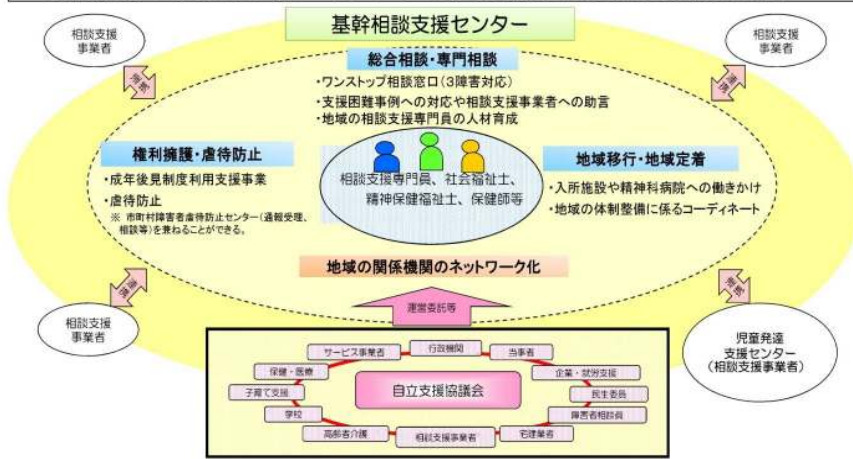
- 計画相談支援・地域相談支援を実施するためには、日頃からの困りごとや障害福祉サービス等の利用についての相談窓口となる「市町村における相談支援事業」(基本相談支援)の体制づくりが必要です。
- 特に、複数市町村が共同で相談支援事業を委託する場合には、関係市町村による「基本相談支援」の体制構築に向けた検討が必要となります。
- また、相談支援事業を行うためには、サービス利用計画作成などに携わる「相談支援専門員」の確保が必要となります。

34

新

### 基幹相談支援センターの役割のイメージ

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。
- 現在の相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費への補助を概算要求。
  - ① 専門職の配置 ② 地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）



### おわりに

- ① 指定一般相談支援事業者の福岡県が実施。(福岡市、北九州市、久留米市は独自に指定)
- ② 指定に係る事務は指定障害児・特定に係る事務は市区町村が指定。



※制度が変わって間がないこともあり、市区町村によっては直営で計画相談担当者を配置したり、委託相談支援事業者に計画相談の依頼をしていき、指定を当面広げていかないといった市町村もあるため、各市区町村の指定申請への対応意向を確認しながら進めていって下さい。

[資料:平成24年度相談支援従事者初任者研修より]

# 姿勢と運動について ～重度な子ども達の在宅支援～

こぐま学園 理学療法士

## 時代の流れとともに・・・

- \* 自宅で生活する子ども達が増えてきている
- \* 医療技術の進歩にて『より重度な子ども達』が増えている
- \* 在宅系の支援ニーズの高まり



まずは『子ども達を理解する事』が大切！！

## 子ども達は よ〜く分かっている！

- \* 身体が動かせない分、五感と心をフル活動！
- \* ⇒見る、聞く、触る、味わう、匂う



- \* 『これからやる事をきちんと説明してほしいんだ…！』
- \* 『急に身体を動かされると怖いんだ…！』

## 僕たちの身体って…

- \* 筋肉や関節が固い(痙直型)
- \* 筋力が弱くて、頸部や体幹がぐらぐら(低緊張型)
- \* 手足がバタバタと動いてしまいうまくコントロールできない(アトニーゼ型)
- \* 混合型

## 変形や拘縮について…

- \*変形や拘縮そのものが悪いことではない！
- \*変形や拘縮はある意味、本人の代償的な適応行動！

## 脳性まひ児の非対称変形 ～発達障害・適応障害という概念～

### 非対称変形の経年的変化



8M



3Y



4.5Y



13Y



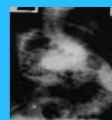
3Y



10Y



17Y



23Y

## どんな変形があるの？



- 脊柱の側彎
- 股関節脱臼
- 足部の変形

## 何が非対称変形に影響を及ぼすか？

- \* 脳障害そのもの
- \* 同じ姿勢・運動
- \* 同じ介助方法
- \* 過ごす環境(空間、椅子など)
- \* 環境に対する本人の適応(不適応)
- \* 身長・体重の増加 などなど



## 変形や拘縮の結果、 二次障害として…

- \* 動く事が出来ない
- \* 座れない、歩けない
- \* 痛み
- \* 呼吸が苦しい
- \* 唾液の処理ができない
- \* 食べにくい、むせる
- \* 十分な睡眠がとれない

## まずは身体をしっかり 支えてほしいんだ…

- \* 実技
- \* 身体が大きい子は二人介助
- \* うまくサポートすると「安心」「安全」「安楽」

## 姿勢をケアするという事・・・

- \* 自分たちで身体を動かさない分、日常場面の中で、目的に合わせて、たくさん身体を動かしたり、いろんな姿勢をとってほしいんだ・・・
- \* 『姿勢ケア』って特別なことじゃない！  
日々、皆さんがやっていることなんです！手や身体を綺麗にしてあげたり、着替えたり、食事をしたり、身体を動かしてあげたりしている中で、少しだけ『身体』を意識してもらいたい！



それが将来の『運動機能の維持』『変形・拘縮の予防』になります！

## ポジショニングの実際 ポジショニングとは？

- \* 目的を達成するための1つの手段であること
- \* よい姿勢の判断基準は、いかにその目的を引き出せているかである
- \* PositionではなくPositioning、つまり姿勢変換の過程が大切
- \* 長時間の固定的姿勢を避け、多様な日常姿勢をつくる



身近な日常場面で工夫できるポジショニングの対策はたくさんある

## 重症児の姿勢管理



喉頭狭窄のケースでの、頸部・下顎のコントロール



観察項目\姿勢*	背臥位	腹臥位	背臥位
呼吸数 (1/分)	29	21	24
脈拍数 (1/分)	111	113	115
SaO <sub>2</sub> (%)	87	92	88
ETCO <sub>2</sub> (mmHg)	30	30	30
呼吸パターン			
過緊張の緩和	△	◎	○
分泌物排出	鼻腔・口腔内 △ ◎ △ 気管(支)内 △ ◎ △		
良姿勢の保持	△	◎	○

※ 背臥位 (枕、両下肢屈曲中間位保持クッション)  
 腹臥位 (頭部保持付きの四つ足保持装置) 使用  
 記号: × 悪い △ まあまあ ○ 良い ◎ 非常に良い  
 測定条件: ルームエアにて安静覚醒時

**腹臥位保持装置の有効性**

姿勢変換による呼吸機能評価 (症例2)

### 胃食道逆流症

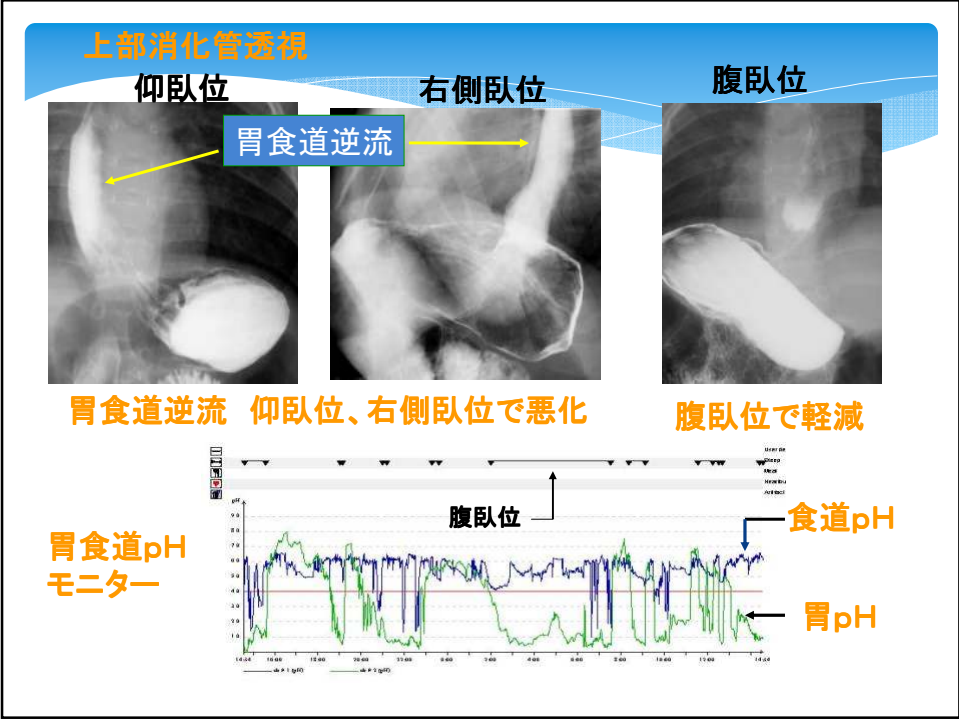
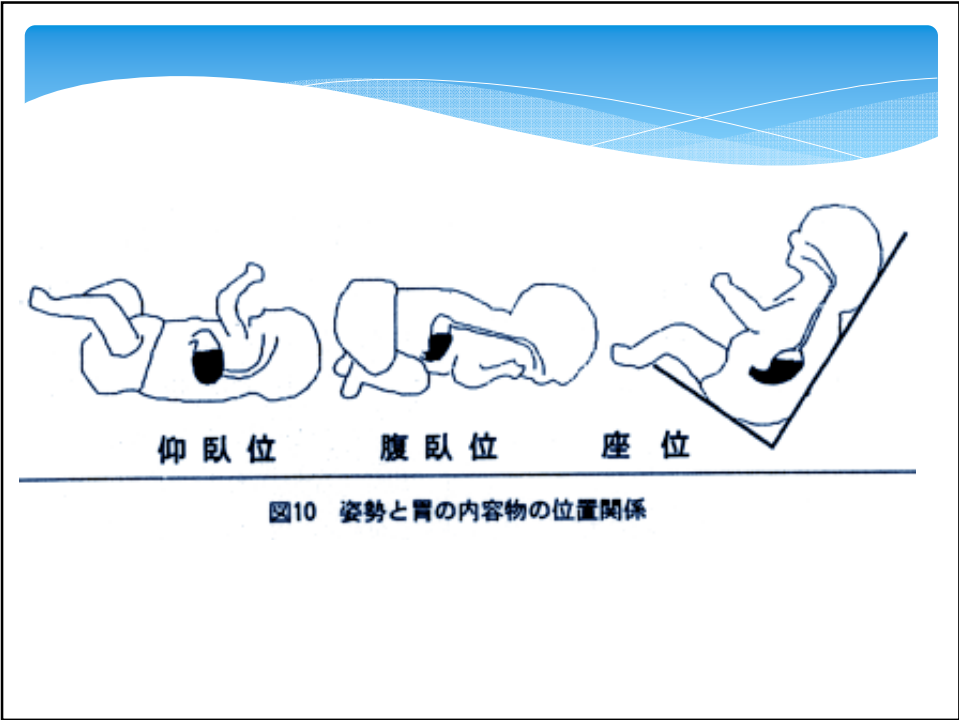
逆流性食道炎 (食道壁がただれる) → 出血 噴門

食道へ逆流した瞬間

正常 食道裂孔ヘルニア

食道括約筋 横隔膜 食道 胃 ヘルニア

十二指腸



## 重度脳性まひ児・者を療育している母親の腰痛と介護負担の実態調査

- \* 対象：学童以上の児・者を在宅で療育している母親(46名)
- \* 方法：腰痛が軽度の群と重度の群で以下の調査を行った。
- \* 調査内容：1) 子どもの年齢・身長・体重、2) 母親の年齢、3) 子どものADL能力、4) 子どもの運動能力、5) 一日の総介護時間、6) 母親の睡眠時間、7) 定期的な運動、8) 母親の通院暦の有無など

- \* 結果：当初予測された児・者の身長・体重、ADL能力、介護許容能力の指標として考えられる母親の年齢よりも、介護時間、夜間体位交換に起因する介護姿勢や頻度、精神健康状態などが腰痛発症の要因として考えられた。



- 1) ホームヘルプサービス、ショートステイなどを利用して介護時間を減少させる、2) 効率的な介助方法の指導・環境設定を行う、3) 気軽に参加できるグループの存在や情報収集できる場の設定 ⇒腰痛発生や介護負担を減少させられるのではないかと
- 2009 PT学会(東京)にて報告

## 子ども達にとって『自立』とは？

自立 ≠ 依存 なの  
か？

○ 健常者は依存できる場所や人がたくさんあり、少しずつみんなに『依存』しているので、『自立』しているように勘違いしている。

○ 生まれた時は健常者もハンディのある人も多くは『親』だけに依存しているが、次第に依存する人がどんどん増えて、ある時点で『親』への依存度が極端に少なくなる。ハンディがある人は『自立』してない訳ではなく、『依存先が少ないだけ』 by 熊谷晋一郎



つまり在宅での支援は重度な子ども達にとって『自立の第一歩』

## 最後に

『自宅』で安心、安全、安楽に生活ができると『外の世界』に飛び出す事ができる！

そんな子ども達をたくさん見てきました！

たとえば・・・



\*\*\*重症心身障害児者の地域生活モデル事業\*\*\*

## ご相談下さい！サポートします！

★平成24年度、重度心身障害児者の相談支援モデル事業を実施しています。

- ・退院はしたけれど これからが不安。
- ・幼稚園は？ 学校は？ 卒業した後は？ 預ける場所は？
- ・小児科を卒業した後の病院は？ などなど

「どこに相談したらよいかわからない」というたくさんの家族の声・・・

そこで、重度の障害があっても地域で当たり前のように生活ができるように相談員が家族の悩みをお聞きし、一緒に考えサポートします。

\*\*\*重症心身障害児者の地域生活モデル事業\*\*\*

久留米市介護福祉サービス事業者協議会では、重度の障害児者が家族とともに地域で当たり前のように生活するために、国のモデル事業として重度心身障害児者の相談支援事業を実施しています(平成24年度)。相談会につきましては本事業として最後の実施になります。久留米地域の相談を中心に受け付けますが、その他の地域の相談も受け付けます。

★★相談会の日程(3月)★★ 本事業として最後の実施になります。

**平成25年3月14日(木) 10:00~13:00**

福岡県立田主丸特別支援学校 応接室(久留米市田主丸町石垣1190-1)

※原則、在校生の方(ご家族)が対象となります。ご了承願います。

**平成25年3月21日(木) 13:00~16:00**

久留米市立久留米特別支援学校 就労連携室(久留米市南1丁目2番1号)

※原則、在校生の方(ご家族)が対象となります。ご了承願います。

**平成25年3月28日(木) 13:00~16:00**

えーるピア久留米 生涯学習センター201 学習室(久留米市諏訪野町1830-6)

★各相談会の実施日に電話相談も受け付けます！

**★電話相談窓口：070-5481-0351(※各相談会実施日の10:00~15:00)**



※内容：ご家族や特別支援学校の先生方を対象に、重症心身障害児者の方が地域で生活をしていく上でのアドバイスやコーディネートを行っていく予定です。久留米市内で相談支援専門員として活動している方々が相談に応じます。

※申込：裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みいただくか、当協議会事務局までお電話(0942-34-7772)ください。原則、希望実施日の2日前までにお申し込み願います。

(裏面に続く) →

